

松戸市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない松戸市を目指して～

(案)

平成31年4月

松戸市

はじめに

自殺の多くは、経済や生活の問題をはじめ、健康や家庭の問題など様々な悩みが複雑に関係し、個人の問題として片付けられない社会的要因が背景にあることから、その対策は社会全体で取り組んでいかなければなりません。

松戸市では、平成 14 年度に松戸市健康増進計画「健康松戸 21」を策定し、こころの健康づくり・自殺予防対策を、計画推進の柱のひとつとして、講演会の開催やゲートキーパーの養成などに取り組んでまいりました。

平成 28 年 4 月の自殺対策基本法の改正により、すべての都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられたことを受け、自殺対策の単独計画を策定するに至りました。

しかしながら、自殺におけるさまざまな要因の一つに健康問題があり、健康への取り組みも重要となります。そのため、「休養」「飲酒」「栄養・食生活」「身体活動・運動」などに取り組んでいる「健康松戸 21Ⅲ」と連動させながら推進します。

自殺の多くは追い込まれた末の死であり、防ぐことができる社会的な問題であるという認識の下、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やすことが重要となります。

本計画では、既存の事業を最大限に活かし、健康・福祉・労働・子育て・教育などの様々な分野において生きる支援に取り組み、さらに関係機関・団体との連携を強化することで、誰も自殺に追い込まれることのない松戸市をめざして総合的な対策に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり多大なるご尽力をいただきました、松戸市自殺対策計画策定部会委員の皆様、関係者の方々、並びにアンケート調査などで貴重なご意見をいただいた市民の皆様に対しまして、厚く御礼申し上げます。

平成 31 年 3 月

松戸市長 本郷谷 健次

目次

第1章 計画策定の趣旨

| | | |
|---|---------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | 1 |
| 3 | 計画の期間 | 2 |
| 4 | 計画の数値目標 | 2 |

第2章 松戸市における自殺の特徴

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 統計資料に見る現状 | 4 |
| 2 | 地域自殺実態プロファイルによる分析結果 | 12 |
| 3 | 松戸市の自殺の特徴のまとめ | 14 |
| 4 | 松戸市において重点的に取り組む対象 | 14 |

第3章 自殺対策における取り組み

| | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 基本方針 | 15 |
| | 基本方針1 生きることの包括的な支援として推進 | 15 |
| | 基本方針2 関連施策との連携 | 15 |
| | 基本方針3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を連動させる | 16 |
| | 基本方針4 実践と啓発を両輪として推進 | 17 |
| | 基本方針5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進 | 17 |
| 2 | 施策体系 | 19 |
| 3 | 基本施策 | 20 |
| | 基本施策1 生きる支援につながるネットワークの強化 | 20 |
| | 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成 | 20 |
| | 基本施策3 市民への啓発と周知 | 21 |
| | 基本施策4 生きることの促進要因への支援 | 22 |
| | 基本施策5 児童生徒のこころの健康づくりの推進 | 23 |
| 4 | 重点施策 | 24 |
| | 重点施策1 生活困窮者の自殺対策の推進 | 24 |
| | 重点施策2 高齢者の自殺対策の推進 | 25 |
| | 重点施策3 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進 | 26 |
| | 重点施策4 子ども・若者の自殺対策の推進 | 27 |
| 5 | 生きる支援関連施策 | 29 |
| 6 | 評価項目一覧 | 42 |

第4章 自殺対策の推進体制

- 1 自殺対策の推進体制（平成31年度～）・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
- 2 計画策定までの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

資料編

- 資料1 アンケート調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
- 資料2 ゲートキーパーとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
- 資料3 うつ病について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
- 資料4 自殺対策基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年に一挙に増加して3万人を突破し、その後、平成23年まで14年間連続して3万人を超える状態が続きました。平成24年には、15年ぶりに3万人を下回りましたが、依然として先進諸国より高い水準にあります。

このような状況の下、国は平成18年6月に「自殺対策基本法」を制定し、自殺は「個人の課題」から「社会の課題」として広く認識されるようになりました。さらに、翌19年には「自殺総合対策大綱」を策定し、国を挙げて総合的に自殺対策を推進した結果、自殺者数は減少傾向に転じ、着実に対策の実が上がっています。こうした中、平成28年4月に自殺対策基本法が一部改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに位置づけるとともに、すべての都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。これを受け、翌29年7月25日には、新たな「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

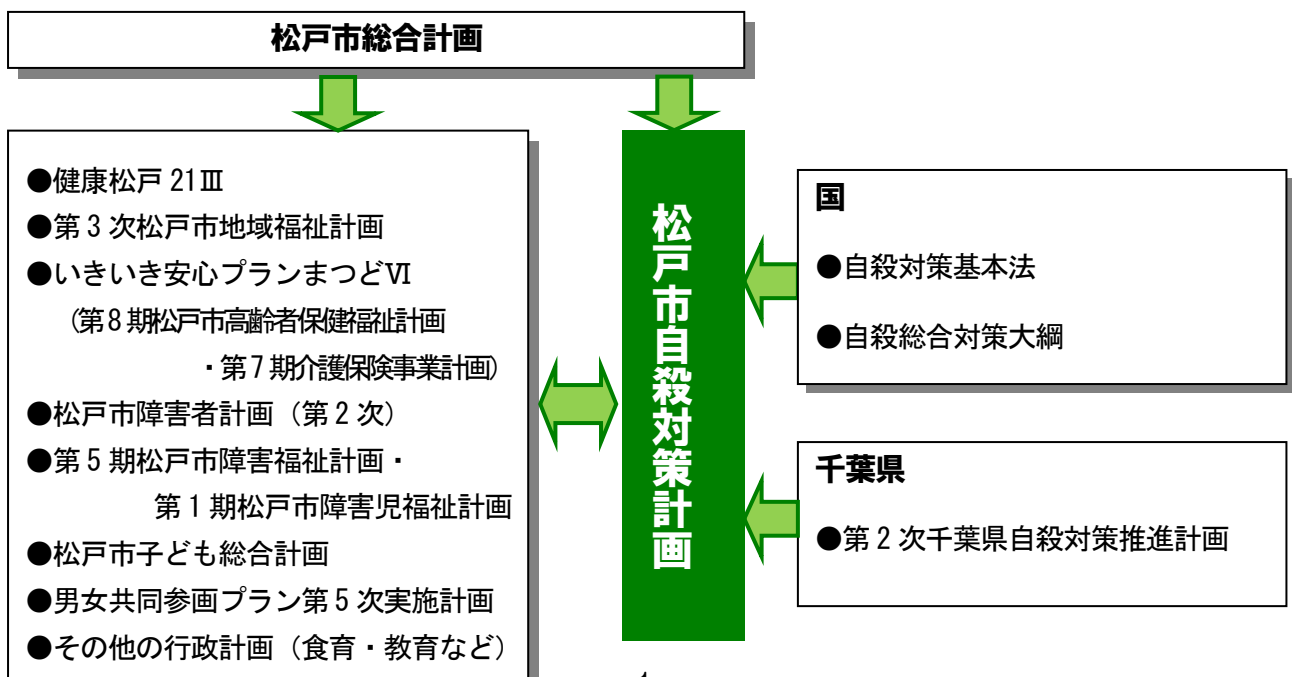
自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、実際には生活苦や健康問題、介護疲れ、うつ病などさまざまな要因が絡み合い、心理的に追い込まれた末の死であるといえます。

松戸市では、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことで「誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現」を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定められた「市町村自殺対策計画」として、自殺総合対策大綱や第2次千葉県自殺対策推進計画の趣旨を踏まえて策定するものです。

また、本計画は、「松戸市総合計画」を上位計画として、「健康松戸21Ⅲ」「第3次松戸市地域福祉計画」「いきいき安心プランまつどⅥ（第8期松戸市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画）」「松戸市障害者計画（第2次）」「第5期松戸市障害福祉計画・第1期松戸市障害児福祉計画」「松戸市子ども総合計画」「男女共同参画プラン第5次実施計画」「その他の行政計画（食育・教育など）」などの関連計画などと整合・連携を図りながら策定するものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。2023年度中に計画の見直しを図り、第2期の計画につなげますが、計画期間中に関連法などの改正や社会情勢の大きな変化があった場合には必要に応じて見直しを行います。

| 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度以降 |
|--------|-----------------------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 計画策定 | 松戸市自殺対策計画（第1期） | | | | | 第2期計画 |

4 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は自殺総合対策大綱において、当面の目標として、我が国の自殺死亡率を先進諸国の現在の水準^{*}まで減少させることを目指し、2026年までに自殺死亡率^{**}を2015年より30%以上減少させることを目標として定めています。

こうした国の方針を踏まえ、本市では2026年の自殺死亡率を2016年より30%以上減少させることを長期目標とし、本計画の最終年度である2023年の自殺死亡率を13.2以下と設定します。ただし、実績が目標値を下回ったとしても、自殺者がいる限り自殺対策を継続する必要があります。

| 計画の数値目標（自殺死亡率） | | | | | |
|----------------|---|----------|---|-------|--|
| 2016年 | ⇒ | 2023年 | ⇒ | 2026年 | |
| 16.7 | ⇒ | 13.2 | ⇒ | 11.7 | |
| | | (第1期目標値) | | | |

※フランス 15.1（2013）、米国 13.4（2014）、ドイツ 12.6（2014）、カナダ 11.3（2012）、英国 7.5（2013）、イタリア 7.2（2012）（世界保健機関 Mortality Database）

※※自殺死亡率（自殺率）＝人口10万対の自殺で亡くなった人数

【参考】

2016年10月1日現在松戸市人口 486,045人

【参考】自殺に関するよくある誤解

〈よくある誤解〉

1. 自殺を口にする人は、実際には自殺するつもりはない。
2. ほとんどの自殺は兆候がなく突然起こる。(そのため対応ができない)
3. 自殺を考えている人は死ぬことの決意をしている。
4. 自殺を考えたことのある人は、将来にわたり自殺を考え続ける。
5. 精神障害がある人のみが自殺を考える。
6. 自殺を考えている人に「死にたい気持ち」を聞くことは良くない。

〈望ましい認識〉

1. 自殺を口にする人は多くの場合、助けを求めています。また「自殺以外に解決方法がない」と思い詰めている場合もあります。
2. 多くの自殺には、言葉や行動に兆候があります。
3. 自殺を考えている人は、生きたいという気持ちと死んでしまいたいという思いのはざままで揺れ動いています。
4. 自殺を考えたことのある人は、「死にたい気持ち」を再び抱くことがあるかもしれませんが、「死にたい気持ち」がずっと続くわけではありません。
5. 自殺する人が必ずしも精神障害を持っているわけではなく、精神障害を持っている人の全てが自殺の危機にあるわけではありません。
6. 「死にたい気持ち」に寄り添って話しをすることは、むしろ自殺を考えている人に考え直す機会を与えて、自殺の予防につながります。

出典：WHO世界自殺レポート邦訳版から改編

第2章 松戸市における自殺の特徴

1 統計資料に見る現状

■ 統計資料について

本資料では、「厚生労働省の人口動態統計（以下、人口動態統計）」と「警察庁の自殺統計原票を集計した結果（以下、自殺統計）」の2つを掲載しています。「人口動態統計」と「自殺統計」では、以下のとおり調査対象などに違いがあります。

1 調査対象の差異

厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、警察庁の自殺統計は総人口（日本における外国人も含む）を対象としています。

2 調査時点の差異

厚生労働省の人口動態統計は、住所地を基に死亡時点で計上し、警察庁の自殺統計は発見地を基に自殺死体発見時点で計上しています。

3 事務手続き上の差異

厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明なときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等については作成者から自殺の旨、訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。

警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、自殺に計上しています。

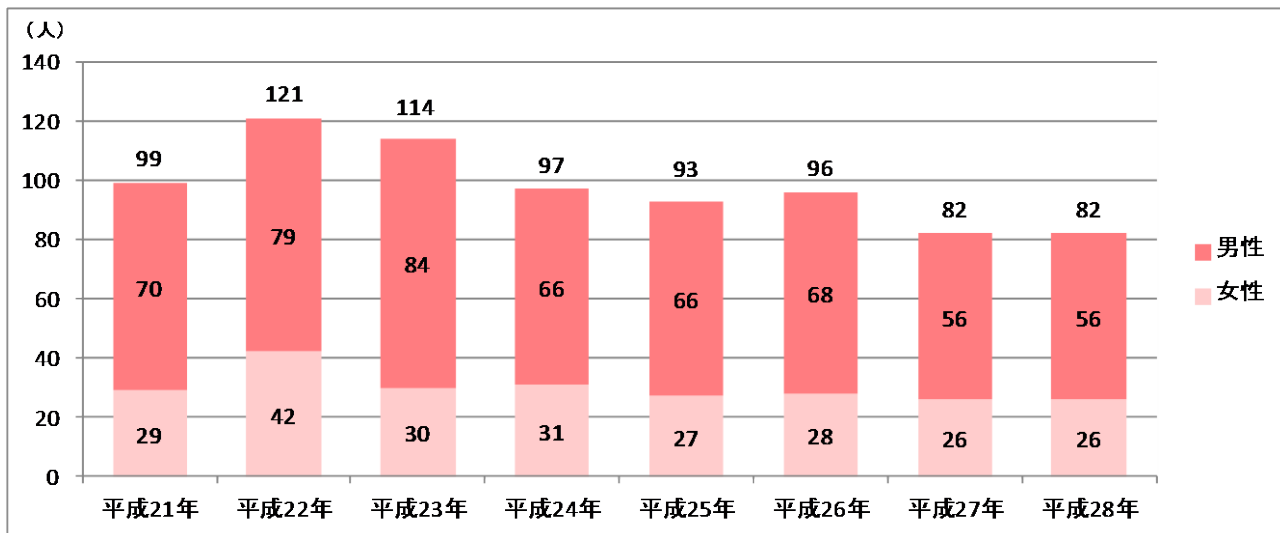
■ 松戸市の自殺統計

当計画の自殺者数、自殺死亡率については、WHOで使用されている「人口動態統計（厚生労働省）」を主に掲載しています。人口動態統計では得られない“その他の詳細項目（原因・動機別、職業別、自殺未遂歴の有無別、同居人の状況別）”については、「自殺統計（警察庁）」を使用しています。そのため、合計数に差異が生じています。

(1) 自殺者数の推移（松戸市）

松戸市の自殺者数は、平成22年の121人をピークに概ね減少傾向にあり、平成28年には82人となっています。男女別に見ると、男性のほうが自殺者数が多くなっていますが、男性より女性のほうが減少幅は小さくなっています。

図1 自殺者数の推移「人口動態統計（厚生労働省）」

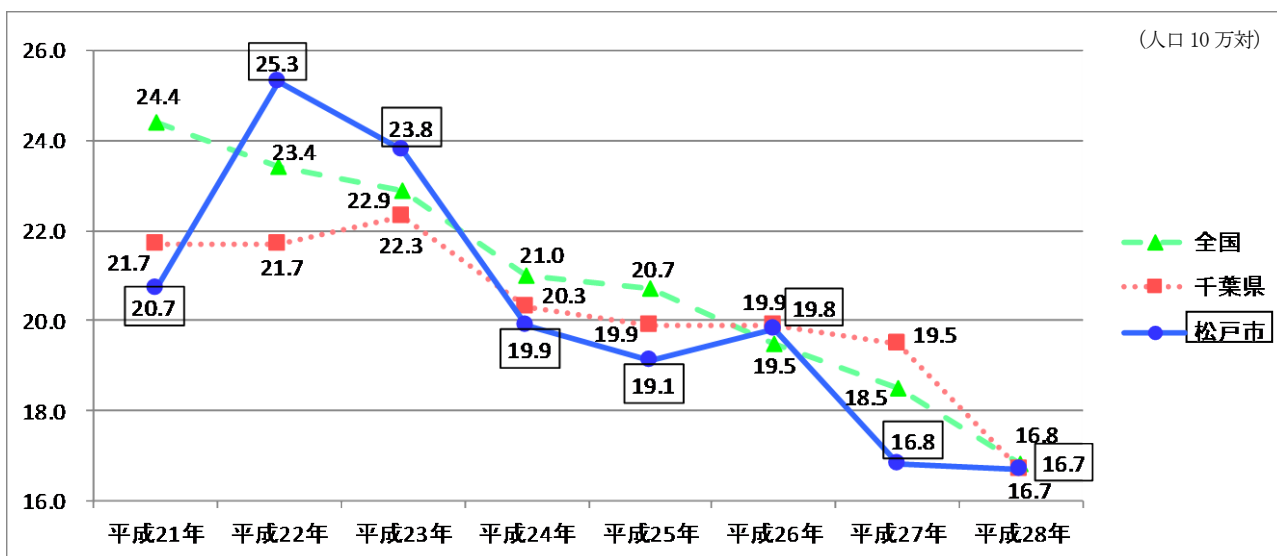


出典：千葉県衛生統計年報（住居地、自殺日）

(2) 自殺死亡率の推移（全国、千葉県との比較）

松戸市の自殺死亡率は、平成22年をピークに概ね減少傾向にあり、平成28年には16.7となっています。平成24年以降は全国や千葉県と同等かやや下回っています（平成28年は全国が16.8、千葉県が16.7となっています）。

図2 自殺死亡率の推移「人口動態統計（厚生労働省）」

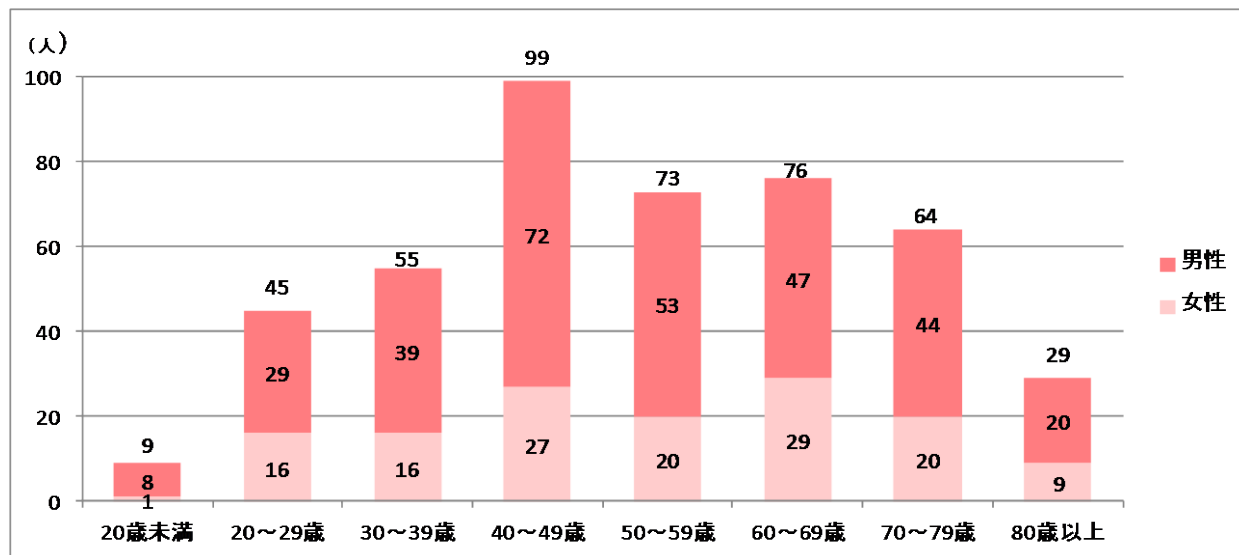


出典：千葉県衛生統計年報（住居地、自殺日）

(3) 年代別自殺者数（松戸市）

平成24年から平成28年までの5年間の自殺者数は450人で、年代別にみると40～49歳が99人と最も多く、次いで60～69歳が76人、50～59歳が73人、70～79歳が64人となっています。男性では40～49歳が72人、女性では60～69歳が29人と最も多くなっています。

図3 年代別自殺者数（平成24～28年の合計）「人口動態統計（厚生労働省）」



出典：千葉県衛生統計年報（住居地、自殺日）

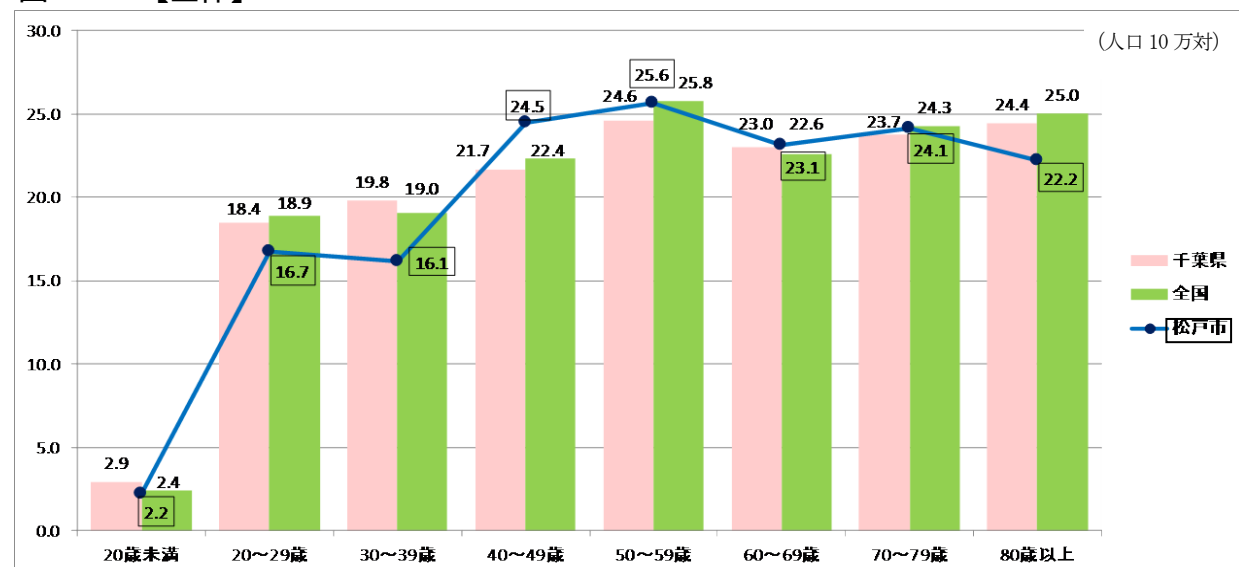
(4) 年代別自殺死亡率の割合（全国、千葉県との比較）

平成24年から平成28年までの5年間の年代別自殺死亡率の割合をみると、20歳代、30歳代で千葉県や全国と比べ低くなっていますが、40歳代では高くなっています。

図4 年代別自殺死亡率の割合（全国、千葉県との比較：平成24～28年の合計）

「人口動態統計（厚生労働省）」

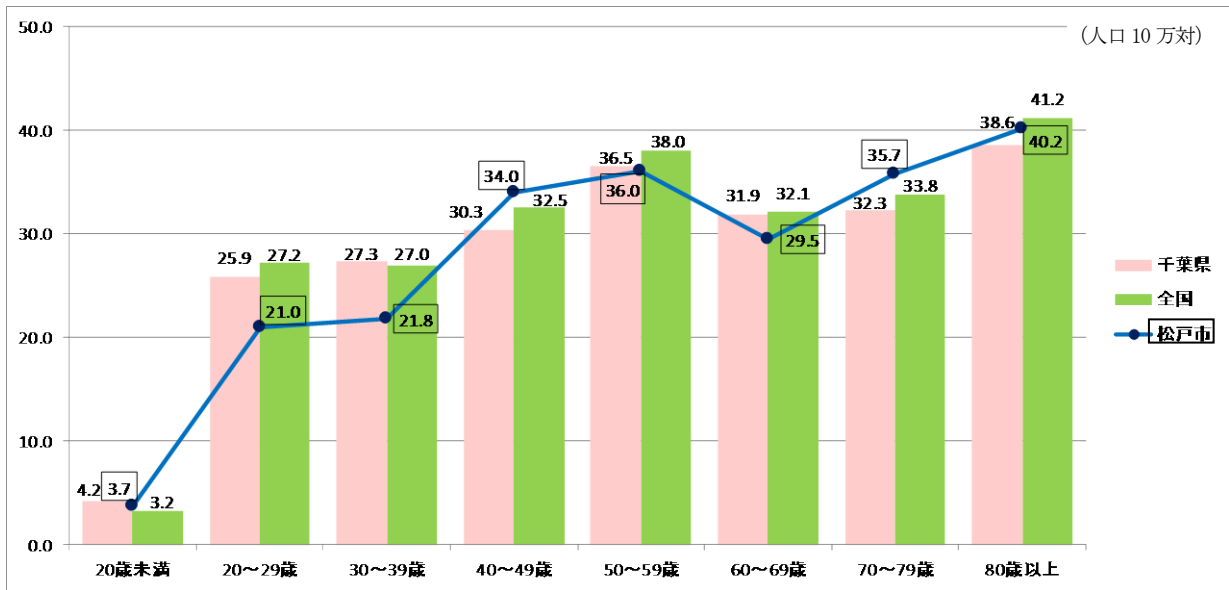
図4-1【全体】



出典：人口動態統計（厚生労働省（住居地、自殺日））

男性の年代別の自殺死亡率では、20歳代、30歳代、50歳代、60歳代で千葉県や全国と比べ低くなっていますが、40歳代、70歳代では高くなっています。

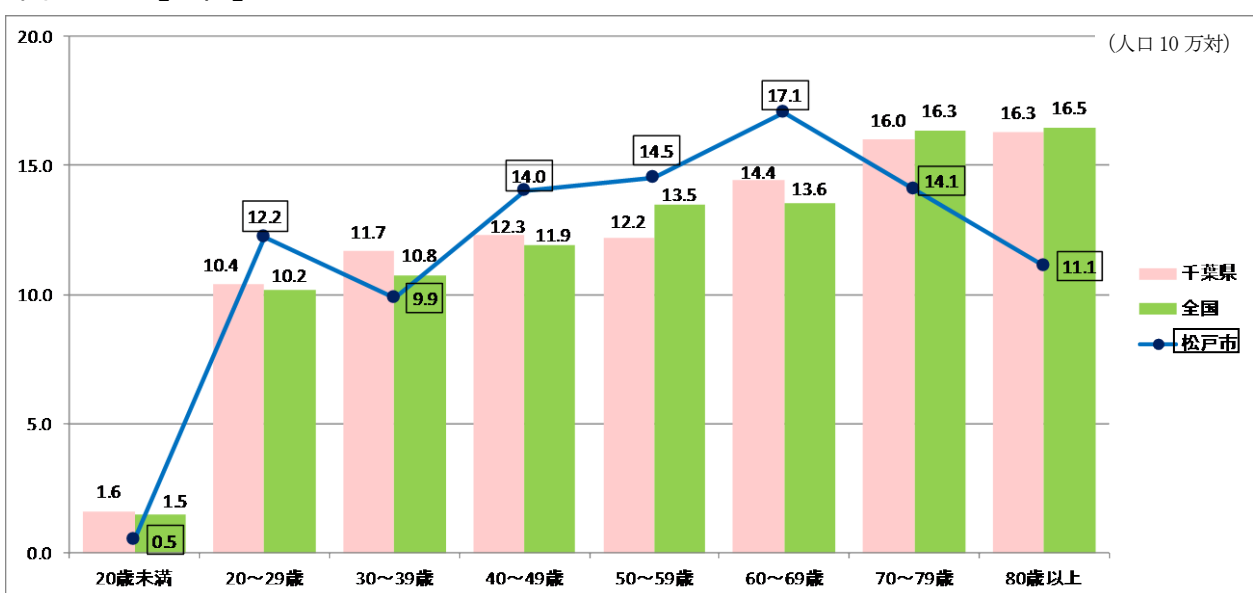
図4-2【男性】



出典：人口動態統計（厚生労働省（住居地、自殺日））

女性の年代別自殺死亡率では30歳代、70歳代、80歳以上は千葉県や全国と比べ低くなっていますが、20歳代、40歳代、50歳代、60歳代では高くなっています。全国では年齢が上がるにつれて自殺率が高くなる傾向がありますが、松戸市では70歳代以降の自殺死亡率は下がっています。

図4-3【女性】



出典：人口動態統計（厚生労働省（住居地、自殺日））

(5) 年代別に見た死亡原因（松戸市）

平成 24 年から平成 28 年までの 5 年間の年代別死亡原因を見ると、自殺は 20～29 歳、30～39 歳で第 1 位、20 歳未満、40～49 歳でも第 2 位となっており、若年者や働き盛りの世代で主要な死亡原因となっています。

表 1 年代別に見た死亡原因（平成 24～28 年の合計）

| 年代 | 第 1 位 | | 第 2 位 | | 第 3 位 | | ※死亡者 総数 |
|---------|-------|-------|-------------|-------|-------------|------|------------|
| | 死因 | 死亡者数 | 死因 | 死亡者数 | 死因 | 死亡者数 | |
| 20 歳未満 | 不慮の事故 | 12 | 自殺 | 9 | 悪性新生物 | 9 | 84 |
| 20～29 歳 | 自殺 | 45 | 不慮の事故 | 11 | 悪性新生物 | 8 | 87 |
| 30～39 歳 | 自殺 | 55 | 悪性新生物 | 50 | 心疾患（高血圧を除外） | 23 | 186 |
| 40～49 歳 | 悪性新生物 | 170 | 自殺 | 99 | 心疾患（高血圧を除外） | 78 | 548 |
| 50～59 歳 | 悪性新生物 | 391 | 心疾患（高血圧を除外） | 157 | 自殺 | 73 | 910 |
| 60～69 歳 | 悪性新生物 | 1,301 | 心疾患（高血圧を除外） | 375 | 脳血管疾患 | 202 | 2,624 |
| 70～79 歳 | 悪性新生物 | 2,064 | 心疾患（高血圧を除外） | 777 | 脳血管疾患 | 394 | 5,060 |
| 80～89 歳 | 悪性新生物 | 1,688 | 心疾患（高血圧を除外） | 1,148 | 肺炎 | 699 | 6,307 |
| 90 歳以上 | 老衰 | 683 | 心疾患（高血圧を除外） | 638 | 肺炎 | 452 | 3,389 |

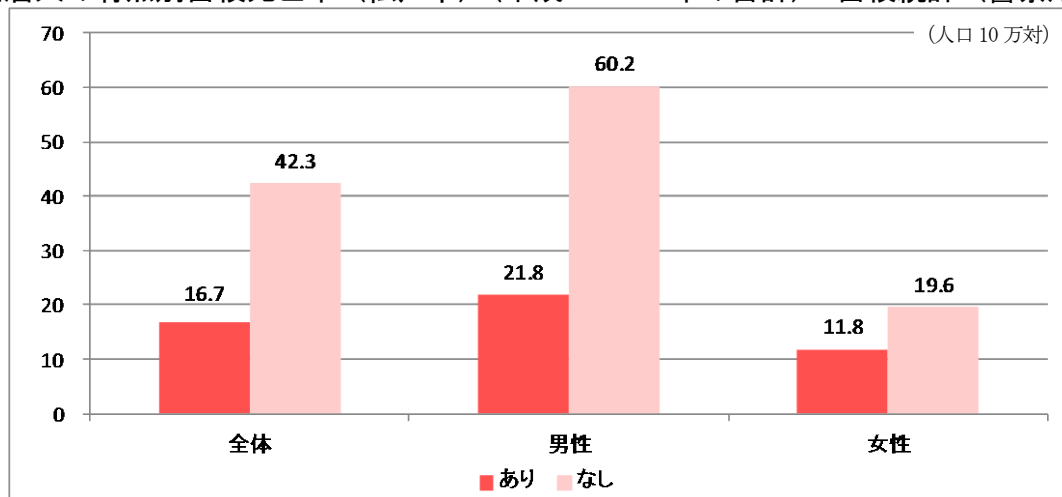
出典：千葉県衛生統計年報（千葉県：人口動態統計に基づく）

※死亡者総数：平成 24 年～28 年までの各年代の死亡者合計人数

(6) 同居人の有無別自殺死亡率（松戸市）

平成 24 年から平成 28 年までの 5 年間の自殺死亡率を同居人の有無別にみると、同居人「あり」が 16.7 であるのに対し、同居人「なし」では 42.3 と高くなっています。男女別に見ると、特に男性では同居人「なし」が 60.2 と同居人「あり」の 21.8 と比べてかなり高くなっています。

図 5 同居人の有無別自殺死亡率（松戸市）（平成 24～28 年の合計）「自殺統計（警察庁）」

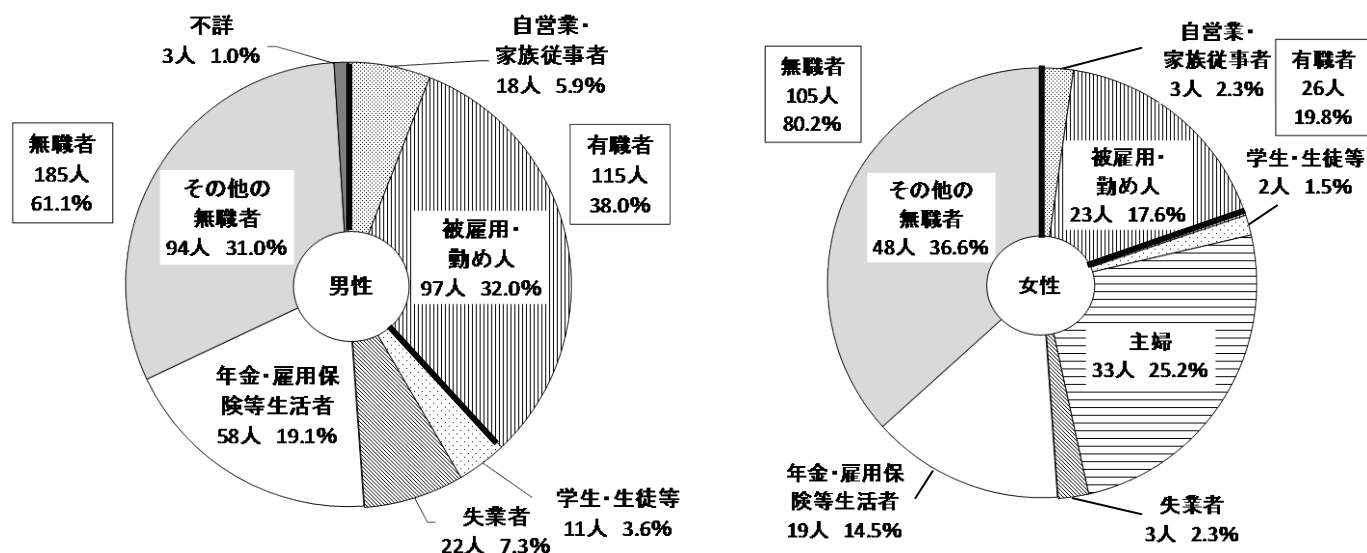


出典：地域における自殺の基礎資料（自殺統計をもとに厚生労働省が作成（住居地、自殺日））

(7) 職業別自殺者数（松戸市）

平成24年から平成28年までの5年間の自殺者数を職業別にみると、男性では「被雇用・勤め人」が97人（32.0%）と最も多く、次いで「その他の無職者」「年金・雇用保険など生活者」の順になっています。女性では「その他の無職者」が48人（36.6%）と最も多く、次いで「主婦」「被雇用・勤め人」「年金・雇用保険など生活者」の順になっています。

図6 職業別自殺者数（平成24～28年の合計） 「自殺統計（警察庁）」



出典：地域における自殺の基礎資料（自殺統計をもとに厚生労働省が作成（住居地、自殺日））

※無職者とは、学生・生徒、主婦、失業者、年金・雇用保険など生活者、その他の無職者を含む
有職者とは、自営業・家族従事者、被雇用・勤め人を含む

(8) 自殺未遂歴の有無（全国、千葉県との比較）

平成24年から平成28年までの5年間の自殺者を自殺未遂歴の有無別にみると、未遂歴「あり」は19.4%となっています。千葉県と比べやや低く、全国とほぼ同等の割合となっています。

表2 自殺未遂歴があった自殺者の割合（平成24～28年の合計）

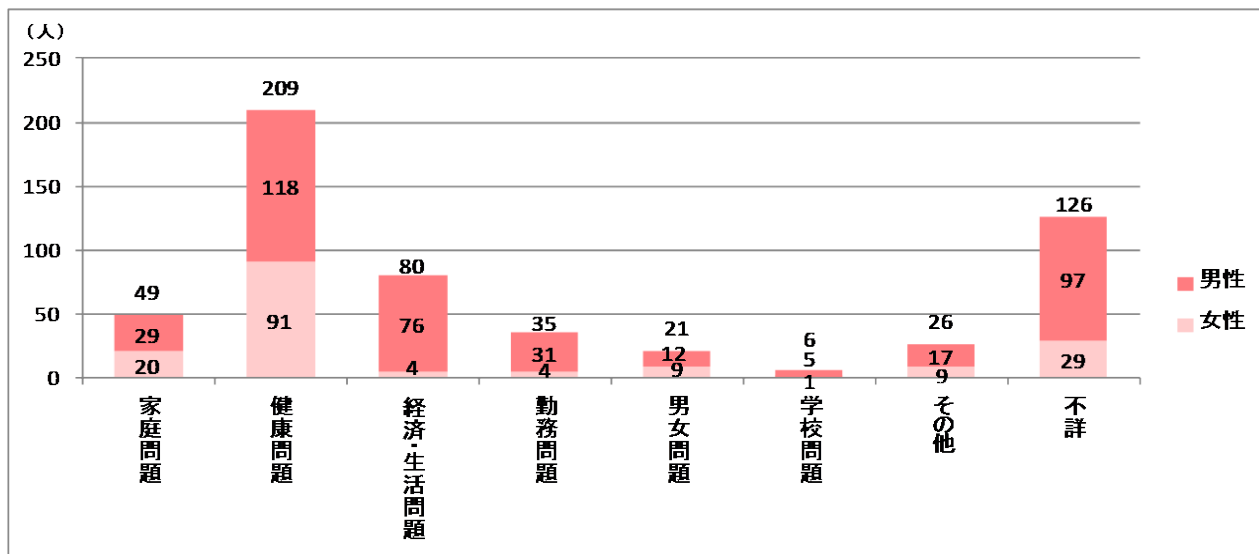
| | 松戸市 | | 千葉県 | | 全国 | |
|-------|-----|-------|-------|-------|---------|-------|
| | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % |
| 未遂歴あり | 84 | 19.4 | 1,242 | 21.1 | 24,841 | 19.8 |
| 未遂歴なし | 278 | 64.1 | 3,737 | 63.5 | 75,488 | 60.2 |
| 不詳 | 72 | 16.6 | 908 | 15.4 | 25,028 | 20.0 |
| 計 | 434 | 100.0 | 5,887 | 100.0 | 125,357 | 100.0 |

出典：地域における自殺の基礎資料（自殺統計をもとに厚生労働省が作成（住居地、自殺日））

(9) 原因・動機別自殺者数 (1人につき最大3つまで計上) (松戸市)

平成24年から平成28年までの5年間の自殺者数を原因・動機別にみると、「健康問題」が209人と最も多く、次いで「経済・生活問題」が80人、「家庭問題」が49人、「勤務問題」が35人となっています。「不詳」は126人でした。男女ともに、原因・動機として最も多いのは「健康問題」です。次に多いのは、男性は「経済・生活問題」で76人、女性は「家庭問題」で20人となっています。

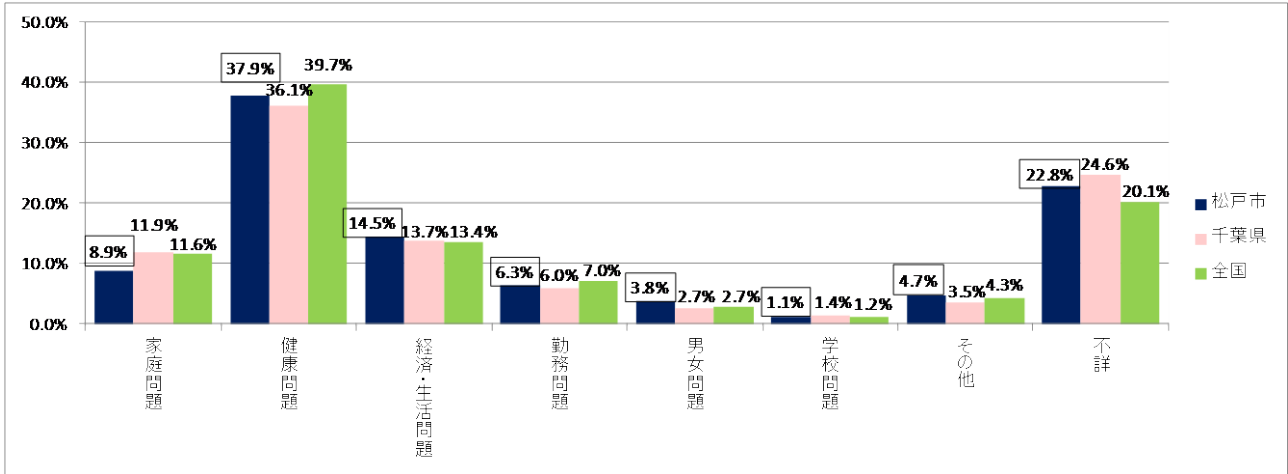
図7 原因・動機別自殺者数 (平成24～28年の合計) 「自殺統計 (警察庁)」



出典：地域における自殺の基礎資料 (自殺統計をもとに厚生労働省が作成 (住居地、自殺日))

原因・動機別で自殺者数の割合を見ると、「健康問題」が37.9%と最も高く、次いで「経済・生活問題」が14.5%、「家庭問題」が8.9%、「勤務問題」が6.3%となっています。千葉県、全国の割合も概ね同様の傾向でした。

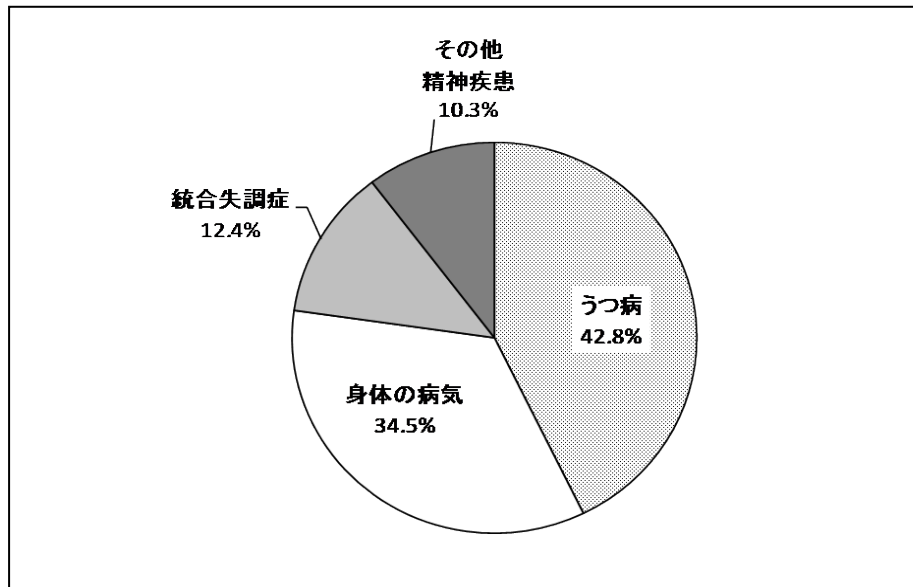
図8 原因・動機別自殺者数の割合の全国、千葉県との比較（平成24～28年の合計）「自殺統計（警察庁）」



出典：地域における自殺の基礎資料（自殺統計をもとに厚生労働省が作成（住居地、自殺日））

原因・動機別のうち最も割合が多い「健康問題」の内訳を見ると、「うつ病」が42.8%となっています。統合失調症、その他の精神疾患を入れると、自殺する直前には、65.5%の人が精神疾患を抱えていたことがわかります。

図9 健康問題内訳（平成25～28年の合計）



出典：千葉県警察本部提供資料より作成

【コラム】うつ病について

自ら命を絶った多くの人が、何らかの心の病気を抱えており、そのうち最も多いのがうつ病です。うつ病は治すことのできる病気ですが、頑張りや気合いでは治りません。早期に気づき、きちんと治療することが大切です。

※資料2（P53・P54）参照



2 地域自殺実態プロフィールによる分析結果

地域自殺実態プロフィールとは、市町村が自殺対策計画を策定するにあたり、地域の自殺実態を理解できるようにするためのツールとして国から送られた参考資料集です。自治体における自殺実態の分析を共通の手法で行なったもので、他市町村と比較可能となっています。平成24～28年の5年合計の集計を用いており、性、年代、職業、同居人の有無から自殺者数が多い5つの区分が示されています。

以下、松戸市の自殺の特徴として国から示されたものです。

(1) 松戸市の主な自殺の特徴

松戸市の平成24年から平成28年までの5年間の主な自殺の特徴を見ると、自殺者数が最も多いのは「男性60歳以上無職同居」、第2位が「男性60歳以上無職独居」となっております。自殺率では、「男性40～59歳無職独居」が特に高くなっています。

表3 松戸市の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地）平成24～28年合計）

| 上位5区分 | 自殺者数 5年計 | 割合 | 松戸市 自殺 死亡率 ¹⁾ (10万対) | 全国 自殺 死亡率 ¹⁾ (10万対) | 背景にある典型的な 自殺の危機経路 ²⁾ |
|----------------------|-------------|-------|--|---|------------------------------------|
| 1位: 男性60歳以上 無職同居 | 51 | 11.8% | 32.6 | 36.0 | 失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺 |
| 2位: 男性60歳以上 無職独居 | 35 | 8.1% | 85.3 | 96.2 | 失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺 |
| 3位: 男性40～59歳 有職同居 | 35 | 8.1% | 13.5 | 20.0 | 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 |
| 4位: 男性40～59歳 無職独居 | 32 | 7.4% | 346.7 | 275.8 | 失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺 |
| 5位: 女性60歳以上 無職同居 | 29 | 6.7% | 11.2 | 16.7 | 身体疾患→病苦→うつ状態→自殺 |

出典：地域自殺実態プロフィール（自殺総合対策推進センター）

※ 順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

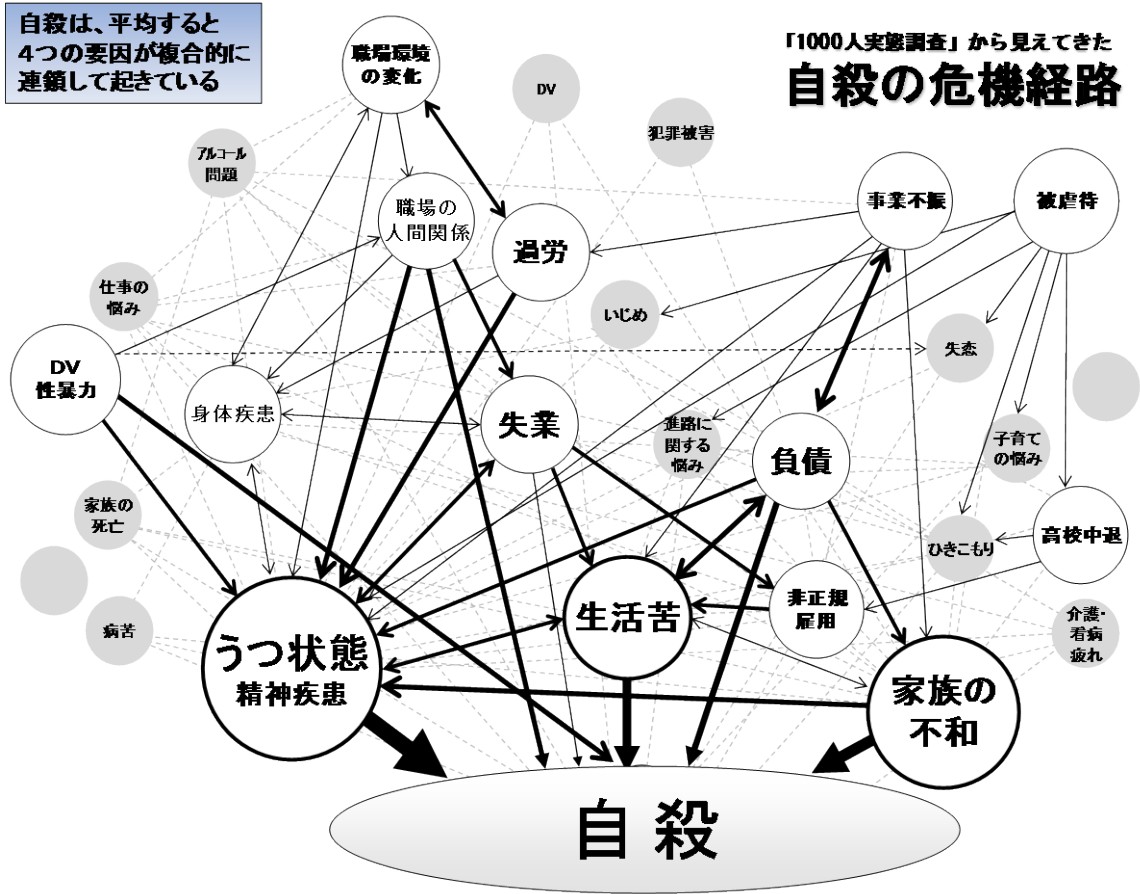
- 1) 自殺死亡率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。
- 2) 「背景にある典型的な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク）を参考にした。

「背景にある典型的な自殺の危機経路²⁾とは

NPO法人ライフリンクが行った500人以上の自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は平均すると4つの要因が連鎖して引き起こされており（参考：P13 図10）、それらの要因の連鎖のプロセス（以下、「自殺の危機経路」という）は、性、年代、職業などの属性によって特徴が異なることが明らかになりました。（詳細は「自殺実態白書2013」）

上記表3の「背景にある典型的な自殺の危機経路」の列には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因と、その連鎖のうちの典型的なものが記載されています。

図10 自殺の危機経路



出典：自殺実態白書 2013（NPO法人ライフリンク）

3 松戸市の自殺の特徴のまとめ

◆自殺者数は減少傾向、自殺死亡率は低下傾向

松戸市の自殺者数は、平成 22 年の 121 人をピークに概ね減少傾向にあり、平成 28 年には 82 人となっています。(P5. 図 1) 自殺死亡率(人口 10 万対)も低下傾向にあり、平成 22 年には 25.3 でしたが、平成 28 年には 16.7 まで低下しています。(P5. 図 2) しかし、依然として年間約 80 人の方が自ら命を絶っていることから、引き続き自殺対策を推進していくことが必要とされています。

◆若年層(39 歳以下)の死亡原因の上位が自殺

死亡原因では、自殺は 20 歳代、30 歳代では第 1 位、20 歳未満でも第 2 位であることから、(P8. 表 1) 若年者の自殺対策にも力を入れていく必要があります。アンケート調査では 20 歳代、30 歳代の若年者で自殺を考えたことがあるという回答が多くなっています。(P51. 図表 5)

◆「男性 40～59 歳無職独居」の自殺死亡率が高い

自殺死亡率では、「男性 40～59 歳無職独居」が 346.7 と非常に高くなっており、(P12. 表 3) 働き盛りの男性が失業により陥る経済問題などが自殺の背景の一つになっていると考えられます。

◆「男性 60 歳以上無職」の自殺者数が多い

男女別では、全国と同様、男性の自殺が多く、そのうち自殺者数が最も多いのは「男性 60 歳以上無職同居」であり、全体の 11.8%を占めています。また、「男性 60 歳以上無職独居」が 8.1%で第 2 位となっております。

4 松戸市において重点的に取り組む対象

松戸市の自殺の実態を分析した結果や、国から示された「地域自殺実態プロファイル」(P. 12 参照) から、今後、重点的に自殺対策で取り組むべき対象を以下のとおり定めました。

- (1) 生活困窮者
- (2) 高齢者
- (3) 勤務・経営者
- (4) 子ども・若者

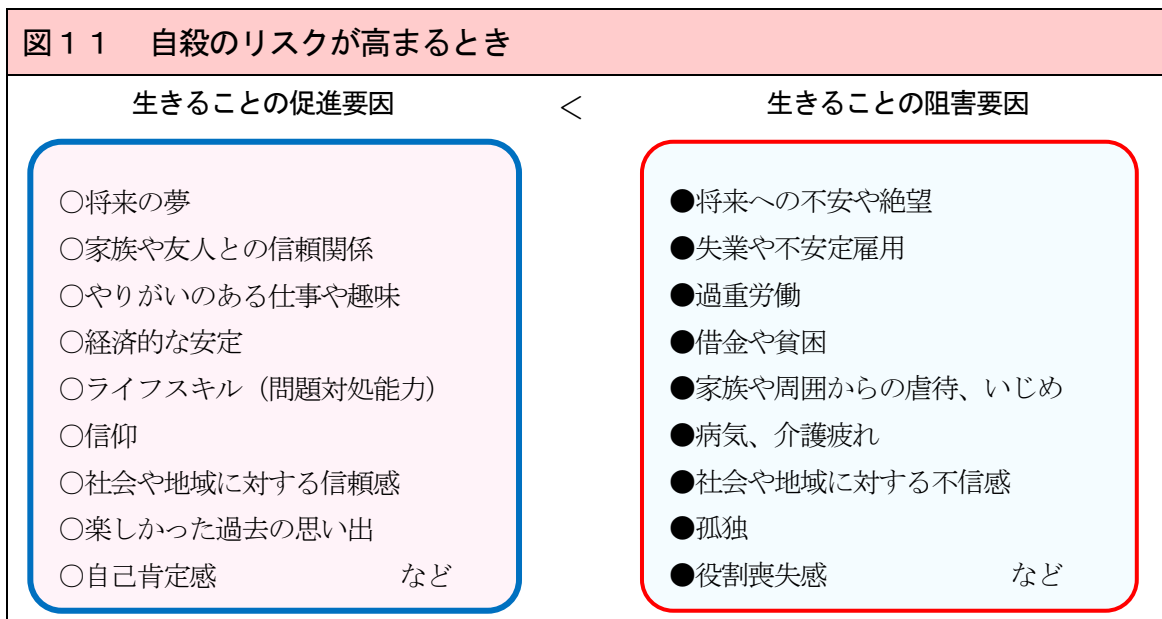
第3章 自殺対策における取り組み

1 基本方針

平成 29 年 7 月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱を踏まえて、本市では以下の 5 点を、自殺対策における「基本方針」としています。

基本方針 1 生きることの包括的な支援として推進

自殺は誰にでも起こり得る身近な問題であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題でもあります。また、自殺のリスクは「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を上回ったときに高まるとされています。この認識のもと、自殺対策においては、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低減させていく必要があります。地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取り組みを推進することで、包括的な支援体制の充実を図っていきます。



NPO法人ライフリンク作成

基本方針 2 関連施策との連携

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして、自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要なため、自殺の要因となり得る健康問題や勤務問題、いじめの問題や依存症などへのサポート、生活困窮者対策など自殺対策と関わりのある取り組みに参画している関係機関や民間団体などと密接に連携する必要があります。特に、地域共生社会の実現に向けた取り組みや生活困窮者自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い各種施策との連動性を高めていくことにより、自殺に追い込まれる危険の高い人や自殺に追い込まれようとしている人を支援するためのネットワークづくりを進めることが重要です。

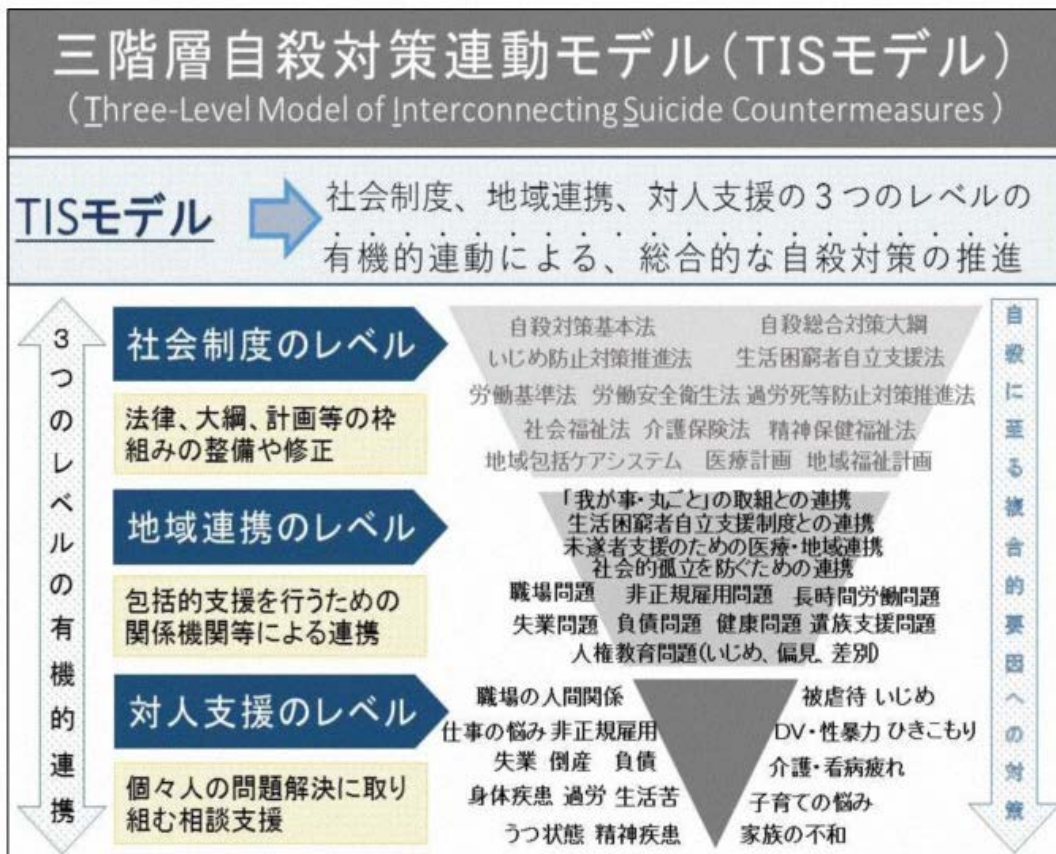
基本方針3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を連動させる

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要とされています。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化などに必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進などに必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方です（図12）。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発などの「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合などにおける「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります（図13）。

図12 三階層自殺対策連動モデル（TISモデル）



出典：国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 自殺総合対策推進センター資料

図 1 3 自殺の危機レベルと対策レベルのイメージ



出典：「第2次千葉県自殺対策推進計画」より改編

基本方針4 実践と啓発を両輪として推進

自殺を考えるまで追い込まれている人は、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良などの自殺の危険を示すサインを発していることが多くあります。全ての市民は、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、精神科医などの専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていきけるよう、広報活動、教育活動などに取り組んでいくことが重要です。

また、自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行う必要があります。

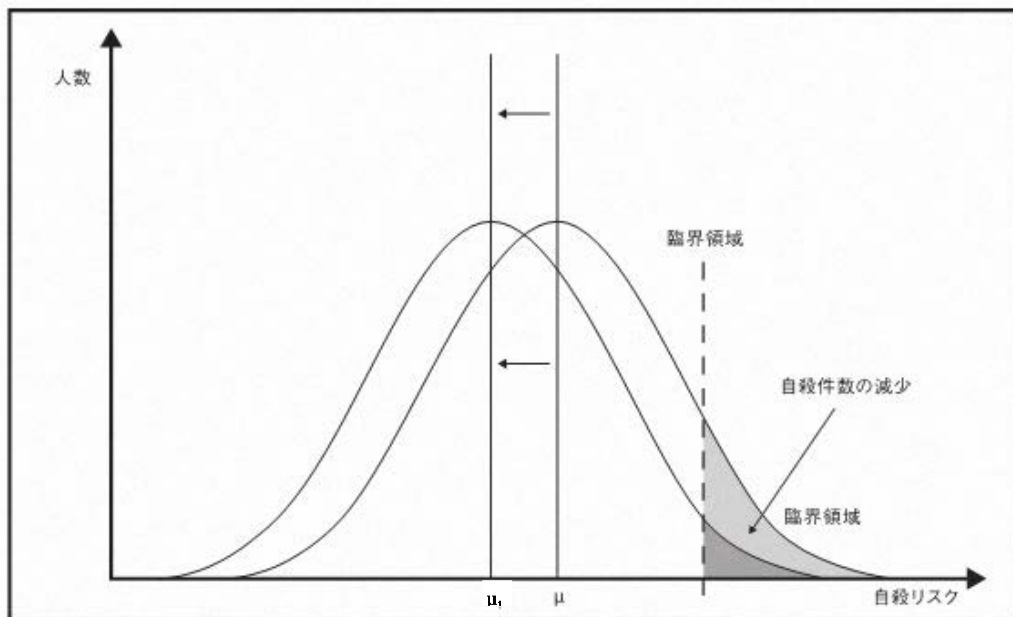
基本方針5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や都道府県、他の市区町村、関係団体、民間団体、企業、そして全ての市民が協力し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。

また、市民一人ひとりが、悩み事があったときにはひとりで抱え込まずに誰かに相談したり、こころの健康についての知識を持ち、不調が続くときには、早めに専門医療機関に相談していく必要があります。

「誰も自殺に追い込まれることのない松戸市」の実現に向けては、この地域社会で暮らす私たち一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取り組みを進めていくことが重要です。

【参考】 図14 ある集団において平均自殺リスクがシフトした場合の効果を示す図



注： μ =元の集団の平均値、 μ_1 =シフト後の集団の平均値 (Yip 2005)

上の図は、集団全体の自殺リスクを下げるような取組が、自殺者数を減少させることを概念的に示しています。

横軸は、右にいくほど自殺リスクが高まることを示し、縦軸は、自殺者数を示しています。自殺リスクが点線の境界領域に至ったときに自殺が発生します。自殺リスクに対し自殺者数が山の形で分布するモデルにおいて、全体の平均リスク (μ) を下げる ($\mu \rightarrow \mu_1$) ことにより減少する自殺者数を薄いグレーの面積で表しています。

出典：「エビデンスに基づく自殺予防プログラムの策定に向けて」

総合的な自殺対策は、自殺の危機に陥った人への個別の支援だけではなく、社会に広がるリスクを軽減し、より心の健康度を上げるような全体的な対策も組み合わせ、漏れのない対策を推進していくことが重要です。

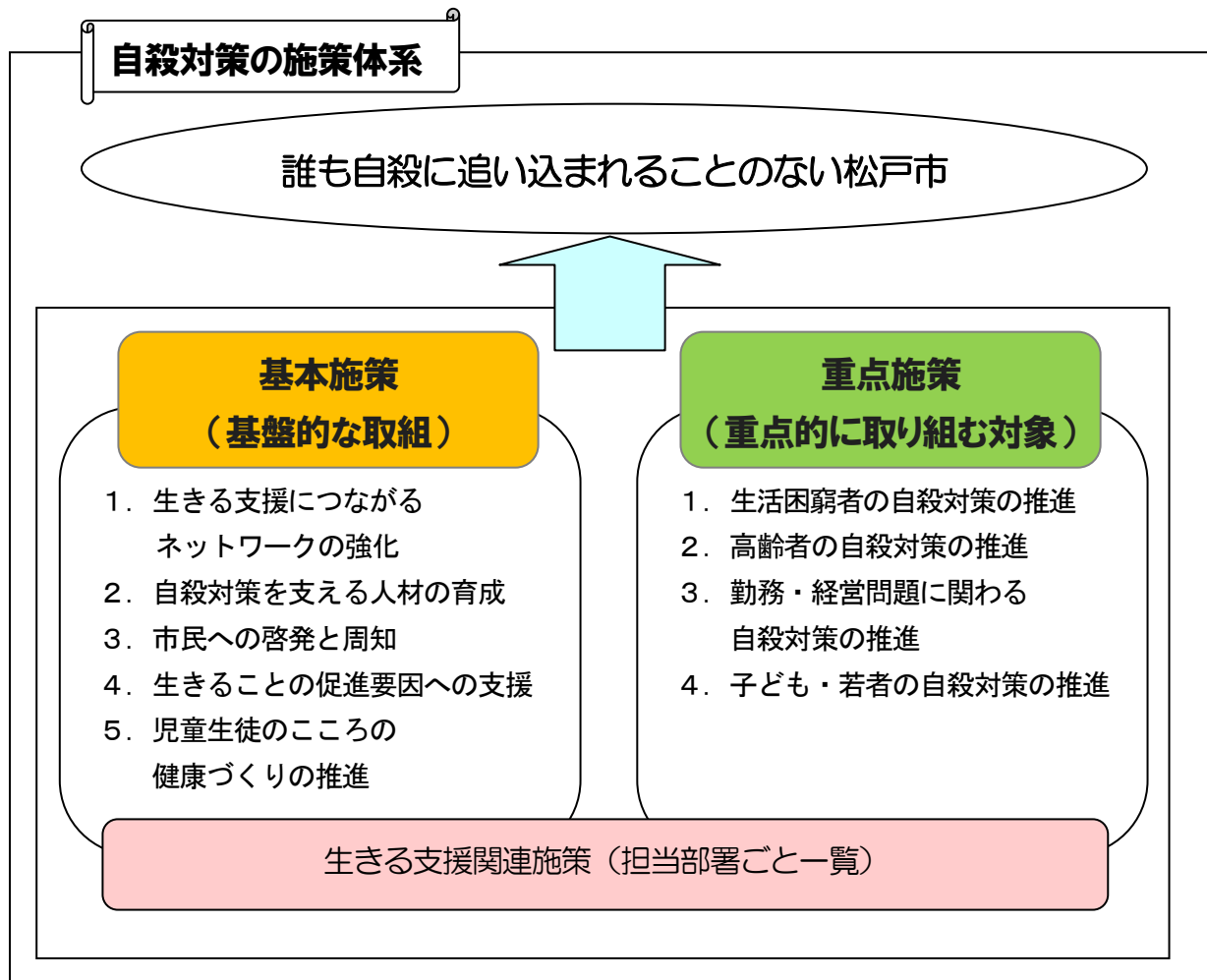
また、期待される効果が高い対策から優先的に着手し、段階的に進めていくことが総合的な自殺対策を進める上で効果的です。

出典：千葉県「第2次千葉県自殺対策推進計画」

2 施策体系

本計画では、国の方針により全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイル（P.12 参照）により示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きる支援関連施策」と位置づけ、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。



3 基本施策

基本施策 1 生きる支援につながるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、労働問題、健康問題などの様々な要因が関係しており、それらに対応するためには、行政の関係部署間や、行政と地域の様々な関係者が連携、協力して施策を推進していくことが重要となります。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて展開されているネットワークなどとの連携強化にも取り組んでいきます。

【主な取り組み】

- (1) 松戸市自殺対策推進部会を開催する（健康推進課）
- (2) 松戸市自殺対策庁内連携会議を開催する（健康推進課）
- (3) 特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する
 - ① 松戸市多重債務問題対策庁内連絡会を開催します（消費生活課）
 - ② いじめ防止対策委員会と連携します（指導課）
 - ③ 高齢者虐待防止ネットワークと連携します（高齢者支援課）
 - ④ 児童虐待防止ネットワーク関連機関間で連携します（子ども家庭相談課）
 - ⑤ 松戸市障害者差別解消支援地域協議会、松戸市地域自立支援協議会と連携します（障害福祉課）
- (4) 千葉県自殺対策推進センターや千葉県松戸健康福祉センターと連携する（健康推進課）
 - ① 千葉県自殺対策推進センターから助言を受け、自殺対策を推進します
 - ② 千葉県松戸健康福祉センターの協力により、事業を推進します
- (5) 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を強化する（健康推進課）
- (6) 市内医療機関と連携する（健康推進課・子ども家庭相談課母子保健担当室・高齢者支援課・障害福祉課・生活支援一課・生活支援二課）

基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。具体的には、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係者、住民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、ゲートキーパー養成研修を拡充します。

【主な取り組み】

- (1) 様々な職種を対象とする研修を実施する
 - ① 松戸市職員を対象とする研修会：窓口における各種相談対応や、医療、福祉制度の申請、税金・保険料などの徴収業務など様々な機会に、自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担う人材を育成するため、松戸市職員全員を対象としてゲートキーパー養成研修を実施します（健康推進課）
 - ② 松戸市の事業に関わる関係者を対象とする研修会：様々な悩みや生活上の困難を抱える人の相談に応じている関係機関の人たちを対象にゲートキーパー養成研修を実

施します（健康推進課）

- ③ 悩みを抱える人の相談を受けたり、身の上話を聞く機会の多いハローワーク職員、美・理容師、ケアマネジャー、薬剤師、教員などの職種の人たちを対象にゲートキーパー養成研修を実施します（健康推進課）

(2) 市民に対する研修会を開催する

- ① ゲートキーパーを養成するための講座を市民向けに開催し、地域における見守り体制を強化します（健康推進課）

【コラム】ゲートキーパーとは

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、
言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

※資料2（P52）参照



出典：厚生労働省ホームページ

基本施策3 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こりうるものですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景の理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めるべきであるということが社会全体の共通認識となるように普及啓発を行っていきます。

また、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、問題を抱えた際に適切な支援を受けることができません。そのため、市民が利用する様々な場所や機会を活用して必要な情報の周知を図ります。

【主な取り組み】

(1) リーフレット・啓発グッズなどを作成し配布する

- ① 各種相談先やパソコンやスマートフォンで利用できるメンタルヘルスチェックシステムのQRコードを記載したチラシやカードを作成し、庁内関係部署、関係機関に設置し、成人式などのイベント会場において配付します（健康推進課）
- ② こころの健康に関するメッセージや相談先を記載した媒体を作成し、公共施設やスーパーマーケット、薬局、市内の駅などに掲示し周知を図ります（健康推進課）

(2) メディアを活用した普及啓発を行う

- ① 自殺予防週間、自殺対策強化月間に、ホームページ、SNS、広報まつどなどを活用した普及啓発を行います（健康推進課）
- ② メンタルヘルスチェックシステムについて広く市民に周知し、こころの健康づくりを促すとともに悩んだ際の相談先の情報を提供します（健康推進課）

(3) 既存の情報誌などへ生きる支援に関する情報の掲載をする

- ① 生活カタログ（市民便利帳）などに、悩みや困り事の相談先など生きる支援に関する情報を掲載します（広報広聴課）

(4) 市民向け講演会を開催する

- ① こころの健康づくりやうつ病などをテーマに、外部講師による講演会を市民対象に開催し、自殺対策に繋がる生きる支援について普及啓発します（健康推進課）

(5) 健康教育やイベントなどで普及啓発を行う

- ① こころの健康について、健康教育やイベント等で普及啓発します（健康推進課）

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことにより（P15. 図11）、自殺リスクを低下させる必要があります。こうした点を踏まえて本市では、「生きることの促進要因」となる様々な取り組みを進めます。

【主な取り組み】

(1) 相談体制を充実させる

- ① 市民が様々な相談を受けられるように相談体制の充実を図るとともに相談先の情報を分かりやすく発信します（全庁的に実施）

(2) 居場所づくりをすすめる

- ① 孤立のリスクを抱える人を対象とした居場所づくりを進めます（高齢者支援課）
- ② 子ども・若者の生きる力を育み、自殺のリスクが高くなる前に悩みを気軽に話し、孤立化を防ぐ居場所づくりをすすめます（子どもわかもの課）
- ③ 生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行なうことにより、基礎学力の向上を目指します（生活支援一課・子育て支援課）

(3) 自殺未遂者などを適切な支援につなげる

- ① 市内の医療機関などと連携し、相談先の周知を図ります（健康推進課）

(4) 遺された人を適切な支援につなげる

- ① 市民課（支所を含む）、市内葬儀社に、相談先一覧を記載したリーフレットを置き、亡くなった方の家族に必要な情報をお渡しします（健康推進課）

基本施策5 児童生徒のこころの健康づくりの推進

学校や地域において、いじめや不登校など児童生徒の抱える悩みの解消を図るとともに、児童生徒が様々なテーマでこころ豊かに生き、自分と他人の命を大切にする心を育むための教育活動を実施します。

【主な取り組み】

(1) 学校におけるいじめ対策を実施する

- ① いじめ防止対策委員会の開催、いじめ防止対応マニュアルの作成、いじめ防止プログラムの作成などにより、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図ります（指導課）
- ② 市内小中学校の児童生徒にいじめ相談カードにて相談先の周知を行います（指導課）

(2) こころ豊かに生き、自分と他人の命を大切にする教育活動を実施する

- ① 豊かな人間関係づくりプログラムを作成し、児童生徒同士の豊かな人間関係の形成を図ります（指導課）
- ② 思春期の子どもを持つ親に対して保健師が男女の性や避妊、性感染症予防・自己肯定感について健康教育を実施します（子ども家庭相談課母子保健担当室）
- ③ 児童の様々な相談に対応するため、心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーを配置します（教育研究所）

4 重点施策

重点施策 1 生活困窮者の自殺対策の推進

<生活困窮者の自殺の現状>

松戸市の平成 24 年から平成 28 年までの 5 年間の自殺者数を原因・動機別に見ると、経済・生活問題が第 2 位となっています。また、松戸市の平成 24 年から平成 28 年までの 5 年間の自殺者を属性別に見ると（P12. 表 3）、男性 40～59 歳無職独居で自殺死亡率が 346.7 と全国平均の 275.8 と比較し非常に高くなっており、生活困窮の問題が自殺の背景の一つになっていると考えられます。

生活困窮者はその背景として、多重債務、労働、精神疾患、発達障害、知的障害、介護、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティなどの多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済困難に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。

様々な背景を持つ生活困窮者は、自殺のリスクの高い人たちと認識した上で、生活困窮状態にある人、生活困窮に陥る可能性のある人が自殺に陥らないように、「生活困窮者自立支援制度」の自立相談支援などと連動させて対策をしていきます。

<生活困窮者に関わる自殺の予防に向けた施策の方向性>

- (1) 生活困窮に陥った人の相談や税の減免・徴収、国民健康保険加入に関わる市職員などの「気づき」の力を高める
- (2) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的支援」を強化する
- (3) 庁内多重債務支援部署等との連携を図る

【主な取り組み】

- (1) 生活困窮に陥った人の相談や税の減免・徴収、国民健康保険加入に関わる市職員などの「気づき」の力を高める
 - ① 生活困窮者の相談、税の減免・徴収、国民健康保険加入に関わる市職員などに対しゲートキーパー養成研修を実施します（健康推進課）
- (2) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的支援」を強化する
 - ① 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却し、社会経済的に自立するため、「生活困窮者自立支援制度」に基づき本人の状態に応じた包括的支援を実施します（生活支援一課）
 - ② 憲法 25 条の理念に基づき、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長します（生活支援一課・生活支援二課）
 - ③ 自立支援プログラム策定員を配置し、自立支援計画書を策定することにより、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施します（子育て支援課）
 - ④ 生活習慣病を早期に発見し、健康の保持増進や重症化の予防を図ることを目的に生活保護健康診査を実施します（健康推進課）
 - ⑤ ひとり親家庭や親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します（子育て支援課児童給付担当室）

(3) 市内多重債務支援部署等との連携を図る

- ① 松戸市多重債務問題対策市内連絡会を開催します（消費生活課）
- ② 多重債務問題の解決の一環として、東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部と共同で無料相談会を開催します（消費生活課）
- ③ 自殺の原因のひとつとして考えられる多重債務の解決に向けて専門の機関を紹介し
ます（消費生活課）

重点施策2 高齢者の自殺対策の推進

<高齢者の自殺の現状>

松戸市の平成24年から平成28年までの5年間の自殺者数を属性別に見ると（P12.表3）、自殺者数が最も多いのは「男性60歳以上無職同居」であり、全体の11.8%を占めています。また、「男性60歳以上無職独居」が8.1%で第2位となっております。松戸市の平成24年から平成28年までの5年間の自殺者数450人のうち、60歳以上の自殺者は169人（37.6%）です。

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患などをきっかけに、孤立や介護、生活困窮などの複数の問題を抱えがちです。

また、地域や社会とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まる恐れがあります。さらに介護にまつわる悩みや問題を抱える高齢者本人とその家族、周囲の人々に絡んだ複合的な問題もあります。

そうした家庭では支える側と支えられる側がともに疲弊してしまい、最悪の場合は心中など共倒れの危機につながるものが懸念されます。高齢者の自殺を防ぐために、高齢者本人を対象にした取り組みのみならず、高齢者を支える家族や介護者などに対する支援も含めて自殺対策の推進を強化していきます。

さらに、高齢者を対象とした既存事業における生きる支援の拡充、連携などを推進していきます。

<高齢者に関わる自殺の予防に向けた施策の方向性>

- (1) 高齢者に関わる支援者の「気づき」の力を高める
- (2) 高齢者とその周囲の人の支援を包括的に行う
- (3) ネットワークの構築と連携
- (4) 高齢者の居場所づくりを推進する

【主な取り組み】

(1) 高齢者に関わる支援者の「気づき」の力を高める

- ① 高齢者に関わる市職員及び地域包括支援センター職員、ケアマネジャーなどにゲートキーパー養成研修を実施します（健康推進課）

(2) 高齢者とその周囲の人の支援を包括的に行う

- ① 日常生活圏域ごと（市内15か所）に設置している各地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族、支援者の相談に応じ、必要な支援を行います（高齢者支援課）
- ② 「どこに相談したら良いかわからない」「相談が多岐に渡る」などの福祉に関する困りごとについて、専門職と一緒に考え、必要なサービスの紹介や適切な支援機関への橋渡しを行います（高齢者支援課）

(3) ネットワークの構築と連携

- ① 基幹型地域包括支援センターにおいて、地域包括支援センターの後方支援、総合調整を行い、関係機関・関係団体とのネットワーク・連携体制の構築を図ります（高齢者支援課）
- ② 高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止に向け、保健、医療、福祉などの関係機関及び団体が役割を明確化し、連携を強化するため、「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク事業」を行います（高齢者支援課）

(4) 高齢者の居場所づくりを推進する

- ① 住民自身が主体的に運営する「通いの場」（元気応援くらぶ）の活動を支援し、高齢者が気軽に出かけ、人とのふれあいや元気づくり（介護予防）ができる場や機会がある地域づくりを推進します（高齢者支援課）
- ② 地域ケア会議などを通じて、地域での多世代交流や居場所づくりについて、住民や関係機関・関係団体がともに取り組みを進められるよう支援します（高齢者支援課）

重点施策3 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

<勤務・経営問題に関わる自殺の現状>

松戸市の平成24年から平成28年までの5年間の自殺者数を職業別にみると、男性303人のうち「被雇用・勤め人」が97人（32.0%）と最も多く、「自営業・家族従事者」が18人（5.9%）で、有職者が115人（38.0%）となります。（P9. 図6）

有職者の自殺の背景に、必ずしも勤務問題があるとは言えません。しかし、配置転換や職場での人間関係などの勤務にまつわる様々な問題をきっかけに、退職や失業を余儀なくされた結果、生活困窮や多重債務、家庭内の不和等が発生し、最終的に自殺のリスクが高まるというケースも想定されます。このように、自殺へと至る過程においては、勤務問題が少なからぬ影響を及ぼしている可能性が考えられます。

経済・生活・就労などの問題に対しては、各種支援制度がありますが、制度のはざままで支援を受けられない人は危機に陥りやすく、制度間の切れ目のない支援が重要になります。

また、職場でのパワーハラスメントや長時間労働を一因とする自殺の発生などもあり、平成29年7月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」でも、勤務問題による自殺対策の推進が「当面の重点施策」として新たに追加されるなど、勤務問題に関わる自殺への対策は国を挙げての重要課題となっています。

<勤務・経営問題に関わる自殺の予防に向けた施策の方向性>

- (1) 勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けて、就労支援者及び勤労者の「気づき」の力を高める
- (2) 勤務問題の相談支援を推進する

【主な取り組み】

- (1) 勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けて、就労支援者及び勤労者の「気づき」の力を高める
 - ① 公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、職員にゲートキーパー養成研修などを実施します（健康推進課）

- ② 市において労働相談事業を行っている社会保険労務士にゲートキーパー養成研修を実施します（健康推進課）
- ③ 市内の企業経営者・従業員にゲートキーパー養成研修やこころの健康づくりについての普及啓発をします（健康推進課）

(2) 勤務問題の相談支援を推進する

- ① 社会保険労務士による労働相談を実施します（商工振興課）
- ② 障害を持つ方を対象とした就労相談や就労後の定着支援を実施することで継続的な一般就労を支援します。また、工賃向上を支援し経済的な自立を支援します（障害福祉課）
- ③ 公共施設やスーパーマーケット、薬局、市内の駅などにおいて相談先の周知を図ります（健康推進課）

重点施策4 子ども・若者の自殺対策の推進

<子ども・若者の自殺の現状>

松戸市の平成24年から平成28年までの5年間の自殺者数をみると、20歳未満の自殺者数は実数としては少ないものの、死亡原因では、自殺は20歳代、30歳代では第1位、20歳未満でも第2位となっています。アンケート調査では20歳代、30歳代の若年者で自殺を考えたことがあるという回答が多くなっています（P51. 図表5）。

自殺の背景にあるとされる様々な問題（経済・生活問題や勤務問題、家族関係の不和、心身面での不調など）は人生の中で誰もが直面し得る危機であることを知り、そうした問題への対処方法や支援先に関する正確な情報を早い時期から提供する必要があります。

また、幼少期における貧困、虐待や性被害などの体験、親との離死別などはその人の将来の自殺リスクを高める要因にもなりかねません。子どもが自殺リスクを抱える前の段階で対策を講じることが重要となります。学童期・思春期においては、子ども・若者の自殺につながるいじめなどの人間関係の悩みに気づき、孤立化を防ぐ取り組みなどが必要です。

<子ども・若者に関わる自殺の予防に向けた施策の方向性>

- (1) 子どもの養育に関わる保護者・学校関係者などの「気づき」の力を高める
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 学校において相談先についての周知を進める
- (4) 子ども・若者の「生きる力」を育む
- (5) 子ども・若者の居場所づくりを推進する

【主な取り組み】

- (1) 子どもの養育に関わる保護者・学校関係者などの「気づき」の力を高める
 - ① 保護者・学校関係者へゲートキーパー養成研修を実施します（健康推進課）
 - ② 思春期の子どもを持つ親に対して保健師が男女の性や避妊、性感染症予防・自己肯定感について健康教育を実施します（子ども家庭相談課母子保健担当室）
- (2) 子育て支援の充実
 - ① 産婦・新生児・乳児のいる家庭に訪問を行い、産後うつの早期発見・支援をします

(子ども家庭相談課母子保健担当室)

- ② 市内3か所に設置している「子育て世代包括支援センター(親子すこやかセンター)」において、保健師、助産師、社会福祉士が、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供します(子ども家庭相談課母子保健担当室)

(3) 学校において相談先についての周知を進める

- ① 市内小中学校の児童生徒にいじめ相談カードにて相談先の周知を行います(指導課)
- ② 学校に配属されている心理カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭に相談先を配布します(健康推進課)

(4) 子ども・若者の「生きる力」を育む

- ① 小中学校で行われている職場体験学習を支援することで、望ましい勤労観や職業観を育てます(指導課)
- ② 各学校が学級運営の実態に応じた「豊かな人間関係づくりプログラム」を実施し、児童生徒の自他の理解や自己発見を促し、他者との交流を通して共感性と自尊感情を高めていきます(指導課)
- ③ 中高生に地域の様々な職業や大人の価値観に触れる機会を与え、自らの将来について真剣に考えるきっかけとなる「GET YOUR DREAM事業」を実施します(子どもわかもの課)
- ④ 中高生が命の大切さや愛おしさ、育児の素晴らしさを体験する「中高生と乳幼児とのふれあい体験」を実施します(子どもわかもの課)

(5) 子ども・若者の居場所づくりを推進する

- ① 生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所づくり・カウンセリングを行うことにより、基礎学力の向上などを目指します(子育て支援課・生活支援一課)
- ② 小中高生や若者が利用できる安心安全な居場所を提供し、孤立の防止、体験や交流の提供、ニーズ把握や専門機関の支援につなげます(子どもわかもの課)

5 生きる支援関連施策

(1) 生きる支援関連施策 決定までのプロセス

- ①松戸市自殺対策庁内連携会議の構成部署における事業・業務をリスト化しました。
1つの事業の中に複数の業務が含まれている場合は、その事業の1つ1つを最大限に自殺対策に活かすために、できるだけ細分化しました。
- ②庁内連携会議の下に設置したワーキングにおいて、全事業・業務リストの中から「生きる支援」に関連する、または関連しうる事業・業務を洗い出しました。
- ③生きる支援の関連施策として関係部署が了承したものについて、以下149事業・業務を掲載しました。

(2) 生きる支援関連施策（全149事業・業務）について

- ①これらの事業・業務については、自殺対策の視点から基本施策（5項目）及び重点施策（4項目）に基づき、関連するものをまとめています。
- ②この149事業・業務の他にも「生きる支援」となる事業・業務は多数あり、あらゆる機会を捉えて市民に対する啓発と周知を行っていくよう努めるものとします。

生きる支援関連施策一覧

| No. | 業務名 | 業務の内容 | 基本施策 | | | 重点施策 | | | 担当課 | | |
|-----|--------------------------------|--|--------|------|----|------|----|-------|-----|-----|---------|
| | | | ネットワーク | 人材育成 | 啓発 | 促進要因 | 児童 | 生活困窮者 | | 高齢者 | 勤務・経営 |
| 1 | ゆうまつどこころの相談業務 | 男女がともに、地域社会の様々な分野で個性と能力を発揮し、対等なパートナーとして活動し、参画していくための支援として、女性と男性の生き方相談を行う。 | | | | ● | | | | ● | 男女共同参画課 |
| 2 | 市民相談事業 | 日常生活で生じる市民の様々な悩みごとの解決に向け専門家による各種相談事業を実施する。一般相談及び専門相談（法律・不動産・税務・登記・交通事故・外国人・行政）を行う。 | | | | ● | | | | | 広報広聴課 |
| 3 | 行政の情報提供に関する事務（広報等による情報発信） | 広報まつどを発行し、行政に関する情報・生活情報を提供する。また、ホームページやSNSによる情報発信により、広報紙を読まない市民に対しても情報提供を行う。 | | | | ● | | | | | 広報広聴課 |
| 4 | 生活カタログ（市民便利帳）の発行 | 市の紹介や市役所における各種手続き方法、助成制度等の情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できる生活カタログを発行する。 | | | | ● | | | | | 広報広聴課 |
| 5 | 就職サポート事業（まつど合同企業説明会） | 若者の就労機会の拡大及び雇用のミスマッチの解消を図るため、地元企業に就職を希望する若者と優秀な人材確保に悩む地元企業とのマッチングを年2回実施する。 | | | | ● | | | | ● | 商工振興課 |
| 6 | 若者就労支援事業（ジョブトレ業務） | ニート等、若年無業者の職業的自立に向けたキャリア開発プログラム、相談、企業見学、職業体験等を実施し、就職等進路決定に至るまで一貫して支援する。 | | | | ● | | | | ● | 商工振興課 |
| 7 | 求人・就職雇用促進業務（再雇用促進セミナー） | 雇用環境の厳しい定年退職前後の高年齢者・中高年に向けてのセミナーや、女性に対するセミナーを実施する。 | | | | ● | | | | ● | 商工振興課 |
| 8 | 社会保険労務士による労働相談 | 賃金問題、採用・解雇等の問題を抱えた人に社会保険労務士による労働相談を週2回実施する。 | | | | ● | | | | ● | 商工振興課 |
| 9 | 消費生活センター運営業務（消費生活に関する相談） | 多重債務の解決に向けて、専門機関を紹介する。 | | | | ● | | ● | | | 消費生活課 |
| 10 | 消費生活センター運営業務（消費者問題無料相談会） | 多重債務問題の解決の一環として、東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部と共同で年2回（5月と11月）無料相談会を開催する。 | | | | ● | | ● | | | 消費生活課 |
| 11 | 消費生活センター運営業務（松戸市多重債務問題対策庁内連絡会） | 福祉、徴収、相談部門の21課及び社会福祉協議会を構成員として多重債務問題対策庁内連絡会を開催する。 | ● | | | | | ● | | | 消費生活課 |
| 12 | 民生委員及び児童委員活動支援 | 民生委員児童委員協議会の自主活動の強化のために、実践活動の推進に必要な調査および研究、関係機関、各種社会事業関係者との連絡調整、研修事業および民生委員活動の支援を行う。 | | | | ● | | | | ● | 地域福祉課 |
| 13 | 松戸市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会との連携 | 社会福祉協議会が地域市民の福祉増進をめざす民間の自主的な組織として、地域福祉推進の中核的な役割を果たしていることから、人的基盤等の支援を行う。 | | | | ● | | | | | 地域福祉課 |
| 14 | 保護司会支援業務 | 松戸市内における保護司が行う保護観察の徹底と、犯罪予防活動の強化を図るため、更生保護事業の推進を支援する。 | | | | ● | | | | | 地域福祉課 |

| No | 業務名 | 業務の内容 | 基本施策 | | | 重点施策 | | | 担当課 | | |
|----|------------------------|---|------------|----------|--------|------------------|--------|-----------------------|-----|-------------|-----------------------|
| | | | ネット ワーク | 人材 育成 | 啓 発 | 促 進 要 因 | 児 童 | 生 活 困 窮 者 | | 高 齢 者 | 勤 務 ・ 経 営 |
| 15 | 低所得者支援事業 | 不測の事態により低所得となり緊急に援護を必要とする者に対し、援護金を交付し、その世帯の自立更生を図る。 | | | | ● | ● | | | | 地域福祉課 |
| 16 | 自殺対策計画進捗管理 | 自殺対策計画の進捗管理を行う。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 健康推進課 |
| 17 | 市民向け自殺予防講演会 | 自殺予防の普及啓発のため、一般市民を対象とした講演会を開催する。 | | | ● | | ● | ● | ● | ● | 健康推進課 |
| 18 | 普及啓発媒体配布 | 普及啓発媒体を配布する。 | | | ● | | ● | ● | ● | ● | 健康推進課 |
| 19 | メンタルヘルスチェックシステムの活用 | パソコンやスマートフォンでアクセスし、現在の心の状態や、リスク要因への対処方法、相談先が分かるメンタルチェックシステム「こころの体温計」の運営を行う。 | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 健康推進課 |
| 20 | ゲートキーパー養成研修 | 自殺を防ぐため、ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ見守る人）を養成する研修を行う。 | | ● | | | ● | ● | ● | ● | 健康推進課 |
| 21 | 健康増進啓発事業（歯科予防業務） | 保育所、幼稚園児を対象にフッ化物洗口を実施する。 | | | | | ● | | | ● | 健康推進課 |
| 22 | 生活習慣病予防実践事業（生活習慣病予防業務） | 保健師・栄養士・歯科衛生士が生活習慣病予防、食生活、口腔保健等健康づくりに関する様々なテーマで講話や実技を行う。 | | | ● | | | | | | 健康推進課 |
| 23 | 家庭訪問事業 | 健康な生活の維持・増進のため、保健師が家庭訪問や健康相談等の生活支援を行う。 | | | | ● | ● | ● | ● | ● | 健康推進課 |
| 24 | 成人保健指導業務 | 市民健康相談室・保健福祉センター・地域のイベント等において、健康相談・保健指導を行う。 | | | | ● | | | | | 健康推進課 |
| 25 | 地区組織育成事業 | 健康づくりに関わるボランティアを育成・支援する。 | | | | ● | | | | | 健康推進課 |
| 26 | 健康増進人材育成事業 | 乳児から成人を対象に健康推進課・子ども家庭相談課がともに健康づくり活動を行う人材（健康推進員・食生活改善推進員）を育成する。 | | ● | | | | | | | 健康推進課 |
| 27 | 健康診査事業 | 生活保護受給者の健康診査を行う。 | | | | | ● | | | | 健康推進課 |
| 28 | 受診勧奨事業 | 千葉県後期高齢者医療被保険者、市民税非課税世帯、生活保護の者に対し、申し出により健康診査・検診一部負担金を免除する。 | | | | | ● | | | | 健康推進課 |
| 29 | シニア交流センター管理運営事業 | 住み慣れた地域や家庭において、高齢者が自己の個性や能力を最大限に発揮し、生きがいをもって生涯を過ごす支援を行う。 | | | | | | ● | | | 高齢者支援課 |
| 30 | シルバー人材センター関係事業 | 高齢者に対して働く機会の拡大を図るため、公益社団法人松戸市シルバー人材センターの事業に要する経費に対して、補助金を交付する。 | | | | | ● | ● | | | 高齢者支援課 |

| No | 業務名 | 業務の内容 | 基本施策 | | | | 重点施策 | | | 担当課 | |
|----|-----------------------------|---|--------|------|----|------|------|-------|-----|-----|--------|
| | | | ネットワーク | 人材育成 | 啓発 | 促進要因 | 児童 | 生活困窮者 | 高齢者 | | 勤務・経営 |
| 31 | ながいき手帳作成・配布事業 | 高齢者福祉施策等の情報を提供することにより、高齢者福祉への関心と理解を深め、各種サービスの活用を図る。 | | | | | | | ● | | 高齢者支援課 |
| 32 | 老人福祉施設等利用サービス供給事業 | 特別養護老人ホーム間の円滑な運営及び組織・団体の育成を図るため、特別養護老人ホーム連絡協議会補助金を交付する。 65歳以上の要保護老人を市が養護老人ホームに措置した際の費用を支弁及び入所判定に係る業務を実施する。 | | | | | | | ● | | 高齢者支援課 |
| 33 | 高齢者医療費助成事業 | 後期高齢者医療に要する入院・外来・調剤費に係る費用の一部を支給する。(所得制限あり) | | | | | | ● | ● | | 高齢者支援課 |
| 34 | 老人クラブ育成指導事業 | 高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を展開する老人クラブに対し、運営費の一部を助成することで、クラブ活動の普及と健全な運営を図る。 | | | | | ● | | ● | | 高齢者支援課 |
| 35 | 高齢者保健福祉計画事業 | 高齢者の保健福祉サービスの総合調整及び保健福祉推進に伴う基盤整備の確立を図るため、3年毎に見直しを行う。市民アンケート調査、松戸市高齢者保健福祉推進会議の開催を行う。 | ● | | | | | | ● | | 高齢者支援課 |
| 36 | 介護予防普及啓発事業 | 介護予防に資する基本的な知識の普及啓発のため、普及啓発用パンフレットを配布する。認知症予防教室、介護予防教室(体操教室)を地域包括支援センターに委託する。 | | | | | | ● | ● | | 高齢者支援課 |
| 37 | 介護予防把握事業 | 基本チェックリストに該当した方に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況や環境に応じて必要なサービスが提供されるよう必要な支援を行う。 | | | | | | ● | ● | | 高齢者支援課 |
| 38 | 地域包括支援センター事業(基幹型地域包括支援センター) | 市役所本庁内に基幹型地域包括支援センターを設置し、高齢者施策全般や他の関連施策との連携を図る。基幹型包括は直接担当圏域はもたず、委託型地域包括の総合調整や後方支援を行う。 | ● | | | | | ● | ● | | 高齢者支援課 |
| 39 | 地域包括支援センター事業(地域包括支援センターの委託) | 身近なところで包括的・継続的に保健・福祉サービスが受けられるよう、日常生活圏域ごとに(市内15か所)地域包括支援センターを設置し、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、医療と介護の連携、認知症総合支援、生活支援体制整備、地域ケア会議等を委託する。 | | | | | | ● | ● | | 高齢者支援課 |
| 40 | 認知症総合支援事業 | 認知症についての正しい理解の普及啓発を図るとともに、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるために、認知症の早期診断・早期対応にむけた支援体制の構築や認知症ケアの体制整備を行う。 | | | | | | ● | ● | | 高齢者支援課 |
| 41 | 認知症高齢者見守り事業(あんしん一声運動業務) | 認知症になっても安心して生活できるまちづくりを目指すために、認知症サポーターが地域の中で声かけ活動を積極的に実施することや認知症に関する専門職と一緒に活動できる仕組みを構築する。 | ● | | | | | ● | ● | | 高齢者支援課 |

| No | 業務名 | 業務の内容 | 基本施策 | | | | 重点施策 | | | 担当課 |
|----|--------------------------------------|--|--------|------|----|------|-------------|-----|-------|------------------|
| | | | ネットワーク | 人材育成 | 啓発 | 促進要因 | 生活困窮者 児童 | 高齢者 | 勤務・経営 | |
| 42 | 総合相談事業（高齢者総合相談関係業務） | 地域で暮らす高齢者から介護、福祉、健康、医療等に関する相談を包括的に受け、担当する地域包括支援センター等につなげる。 | | | | ● | | ● | | 高齢者支援課 |
| 43 | 総合相談事業（高齢者支援連絡会業務） | 地域包括支援センターに委託し、地域での見守り活動や勉強会等の開催を通じて、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう支援し、生活上の課題を早めに発見することを目的に、市内9地区で高齢者支援連絡会を行う。 | ● | | | ● | | ● | | 高齢者支援課 |
| 44 | 高齢者成年後見制度利用支援事業 | 判断能力の不十分な認知症高齢者等について、利用者本人に親族がなく、あっても音信不通等の事情で、特に福祉を図るため必要と認めた場合に、成年後見制度利用の申立てを市長が行う。また必要な場合申立てに要する経費や成年後見人等の報酬を助成する。 | | | | | | ● | | 高齢者支援課 |
| 45 | 権利擁護事業（高齢者虐待防止ネットワーク関係業務） | 高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止に向け、保健・医療・福祉等の関係機関および団体が役割を明確化し、連携を強化するため、松戸市高齢者虐待防止ネットワーク事業を行う。 | ● | | | | | ● | | 高齢者支援課 |
| 46 | 介護予防ケアマネジメント事業 | 地域包括支援センターが要支援者、事業対象者に対するアセスメントを行い、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいけるよう支援する。 | | | | | | ● | | 高齢者支援課 |
| 47 | 地域介護予防活動支援事業（元気応援くらぶ） | 住民自身が主体的に運営する「通いの場」に高齢の方が気軽に出かけ、人とのふれ合いや元気づくり（介護予防）ができる場や機会がある地域づくりの推進のため「通いの場」（元気応援くらぶ）を実施するグループを公募する。公募により採択となったグループには開設・運営に係る支援を行う。 | ● | | | ● | | ● | | 高齢者支援課 |
| 48 | 介護予防把握事業（ポピュレーション・アプローチ、ハイリスク・アプローチ） | 2025年までに全ての高齢者の実態を把握するため、介護（要支援）認定等を受けていない高齢者へ、ポピュレーション・アプローチ、ハイリスク・アプローチによるアンケート調査を実施する。対象者の状況や希望に応じて、民生委員や地域包括支援センター職員による見守りを実施する。 | | | | | | ● | | 高齢者支援課 |
| 49 | 福祉まるごと相談窓口 | 「どこに相談したらよいかわからない」「相談が多岐に渡る」等の福祉の相談を基幹型地域包括支援センターで受け付けを行い、的確な支援機関に繋ぎ、寄り添い型支援を行うことで、福祉の困りごとを抱えた市民の安心した生活を支援する。 | | | | ● | ● | ● | ● | 高齢者支援課 |
| 50 | 生活保護施行に関する業務 | 生活保護の相談を受け、制度の案内を行うと共に、申請を受け付ける。保護開始後は、被保護者の自立に向けた援助方針を作成し、定期的な面談、就労支援、医療・介護・福祉サービスの調整等、被保護者が主体的に生活できるよう支援・援助を行う。 | | | | ● | ● | | | 生活支援一課 生活支援二課 |
| 51 | 生活保護各種扶助事務 | 被保護者へ生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助について支給もしくは事業者等へ支払を行う。 | | | | ● | ● | | | 生活支援一課 生活支援二課 |

| No | 業務名 | 業務の内容 | 基本施策 | | | 重点施策 | | | 担当課 | |
|----|-----------------------------|---|--------|------|----|------|----|-------|-----|------------------|
| | | | ネットワーク | 人材育成 | 啓発 | 促進要因 | 児童 | 生活困窮者 | | 高齢者 |
| 52 | 中国残留邦人生活支援事業 | 中国残留邦人等とその配偶者の方で、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない方を対象に、支援給付を行う。また、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。 | | | | ● | ● | | | 生活支援一課 生活支援二課 |
| 53 | 生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業） | 生活困窮者を対象として、「松戸市自立相談支援センター」において、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して問題解決に向けた支援を行う。なお、路上生活者に対する支援についても本事業に含まれる。 | | | | ● | ● | | | 生活支援一課 |
| 54 | 生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金） | 2年以内に離職し、就労能力及び就労意欲のある人のうち、住居を喪失している人または喪失するおそれのある人を対象として家賃相当額（上限あり）を支給する。 | | | | ● | ● | | | 生活支援一課 |
| 55 | 生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業） | 「社会との関わりに不安がある」、「他の人とうまくコミュニケーションが取れない」等、ただちに就労が困難な方に対して、面談、適性検査、グループワーク、就労体験等、一般就労に向けた準備のための支援を行う。 | | | | ● | ● | | | 生活支援一課 |
| 56 | 生活困窮者自立支援事業（家計相談支援事業） | 家計状況の見える化により根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付の案内等を行い、早期の生活再生を支援する。 | | | | ● | ● | | | 生活支援一課 |
| 57 | 生活困窮者自立支援事業（一時生活支援事業） | 住居を失った生活困窮者に対する一時的な住居等を提供する。 | | | | ● | ● | | | 生活支援一課 |
| 58 | 生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援事業等） | 生活困窮世帯、生活保護世帯の子ども（小学校5・6年生、中学生、高校生）に対して、個別指導型の学習支援、居場所の提供、必要に応じた心理カウンセリングを行う。 | | | | ● | ● | | ● | 生活支援一課 |
| 59 | 障害福祉計画策定・管理事業 | 障害者計画及び障害福祉計画の進捗管理を行うとともに、次期障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定を行う。 | ● | | | | | | | 障害福祉課 |
| 60 | 松戸市地域自立支援協議会の開催 | 障害者総合支援法に定められている「松戸市地域自立支援協議会」を設置し、地域における障害福祉に関する関係者の連携や支援体制を協議する。 | ● | | | | | | | 障害福祉課 |
| 61 | 障害者居宅生活支援事業（障害者相談等業務） | 障害者が在宅で安定して生活するため、様々な悩み事の相談を受け付け生活支援を行う。 | | | | ● | | | | 障害福祉課 |
| 62 | 障害者居宅生活支援事業（精神障害者つどの広場開催業務） | 障害者が在宅で安定して生活するため、当事者の人たち、家族の人たちの話し合いの場を開催する。 | | | | ● | | | | 障害福祉課 |
| 63 | 障害者手当等給付事業 | 日常生活が困難な特定の障害者に対し、手当の支給を行う。（難病者援護費・特別障害者手当等・ねたきり身体障害者等福祉手当・心身障害児福祉手当・特別児童扶養手当関係業務・心身障害者扶養年金・身体障害者結婚祝金・心身障害児入学祝金・就職支度金） | | | | | ● | | | 障害福祉課 |

| No | 業務名 | 業務の内容 | 基本施策 | | | | 重点施策 | | | 担当課 |
|----|---------------------------|---|--------|------|----|------|------|-------|-----|----------|
| | | | ネットワーク | 人材育成 | 啓発 | 促進要因 | 児童 | 生活困窮者 | 高齢者 | |
| 64 | 障害者就労支援事業 | 就労相談や就労後の定着支援を実施することで、継続的な一般就労を支援する。また、工賃向上を支援し、経済的な自立を支援する。 | | | | ● | ● | | ● | 障害福祉課 |
| 65 | 障害者医療費助成事業 | 精神障害のための入院費の補助や医療費の補助を行う。 | | | | | ● | | | 障害福祉課 |
| 66 | 計画相談支援等給付事業 | 障害児・者のサービス等利用計画を作成した際の費用の扶助や、特定入所費用の補足給付により負担軽減を図る。 | | | | ● | | | | 障害福祉課 |
| 67 | 障害者自立支援医療費支給認定業務 | 精神障害の治療または腎臓、心臓、免疫、肢体、そしゃく等の手術や治療にかかる医療費の負担軽減等の支給を行う。 | | | | ● | | | | 障害福祉課 |
| 68 | 地域生活支援事業（相談支援業務） | 相談体制の強化や障害者等の権利擁護のための必要な援助を行う。また、障害福祉サービスにはない、地域に必要なサービスの提供を行う。 | | | | ● | | | | 障害福祉課 |
| 69 | 基幹相談支援センター等事業 | 障害者が自立して生活が送れるよう、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを開設し、相談支援体制の充実を図る。障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に関する啓発を行う。 | | | | ● | | | | 障害福祉課 |
| 70 | 障害者手帳の交付 | 身体・療育・精神の手帳を交付する。 | | | | ● | | | | 障害福祉課 |
| 71 | 松戸市障害者差別解消支援地域協議会の開催 | 地域ぐるみで障害者差別の解消に向けた取り組みを推進するネットワークであり、障害者支援の経験や専門知識を持つ人や、障害のある当事者・家族会のほか、国・県・市の関連部署を構成員とし、障害者差別相談事例の共有、障害者差別に関する相談を受けた機関等への調整・対応内容の提案、障害者差別にかかる紛争の防止や解決の後押し等を協議する。 | ● | | | | | | | 障害福祉課 |
| 72 | 福祉のしおり・社会資源マップ・ガイドブック等の作成 | 障害者とその家族に対し、各種福祉制度の概要や手続き方法等を紹介する福祉のしおり等を作成・配布することにより、障害者の方々が有する能力等に適切なサービス、助成を受けることができるよう情報提供し、生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。 | | | | ● | | | | 障害福祉課 |
| 73 | 高次脳機能障害の当事者・家族支援業務 | 高次脳機能障害の当事者・家族の話しあう場に出席し、情報提供を行う。 | | | | ● | | | | 障害福祉課 |
| 74 | 障害児支援関係事業 | 医療的ケア児が在宅で安心して生活できるようにすること及び支援が必要な子どもが切れ目なく支援を受けられるようにライフサポートファイルを活用した支援システムの構築を行う。 | | | | ● | | | | 障害福祉課 |
| 75 | 地域子ども・子育て支援事業 | 根木内・野菊野こども館に子育てコーディネーターを配置し子育てに悩んでいる人への相談を行う。 | | | | ● | | | | 子どもわかもの課 |
| 76 | 児童館管理運営事業 | こども館の委託や児童館の施設管理を行う。児童館の職員が市内を巡回し、地域市民・利用者とともに児童の健全育成を目指す。居場所のない子どもたちへの居場所の提供を行う。 | | | | | ● | | ● | 子どもわかもの課 |

| No | 業務名 | 業務の内容 | 基本施策 | | | | 重点施策 | | | 担当課 | |
|----|---------------------------------|--|----------|------|----|------|------|-------|-----|-----|-------------------------|
| | | | ネットワーキング | 人材育成 | 啓発 | 促進要因 | 児童 | 生活困窮者 | 高齢者 | | 勤務・経営 |
| 77 | こどもの夢支援業務 | 中高生に対し、様々な世代・経歴の大人の様々な価値観に触れる機会を与え、自らの将来について真剣に考えるきっかけとして「GET YOUR DREAM」事業の実施を委託する。 | | | | | ● | | | ● | 子どもわかもの課 |
| 78 | 中高生と乳幼児のふれあい体験業務 | 乳幼児のふれあい体験と子育て中の保護者との交流を行ったあと、命の大切さ等の講義を実施。安全に実習が進められるよう、市のおよこ広場スタッフを配置する。 | | | | | ● | | | ● | 子どもわかもの課 |
| 79 | 少年センター運営業務 | 盛り場や駅等で声かけを実施する少年補導員に対し、年間活動費及び街頭補導活動報償費を支給する。 | | | | | ● | | | ● | 子どもわかもの課 |
| 80 | 家庭教育相談員関係業務 | 家庭教育相談員が、本人、保護者より家庭や非行問題等について電話相談を受ける。 | | | | | ● | | | ● | 子どもわかもの課 |
| 81 | 青少年自立支援事業「中高生支援業務・子どもの居場所づくり事業」 | 放課後や長期休業中に、小中高生が利用できる安心安全な居場所を提供することにより、学校や家庭以外の自由な時間と場所の提供、知識や体験の提供、孤立の防止、子ども一人ひとりのニーズ把握や課題解決につなげる。 | | | | | | | | ● | 子どもわかもの課 |
| 82 | 家庭児童相談関係業務 | 家庭相談員、婦人相談員を置き相談業務を行う。要保護児童等への必要な支援を行う支援拠点を整備する。 | | | | | ● | | | ● | 子ども家庭相談課 |
| 83 | 要保護児童対策地域協議会関係業務 | 関係機関・団体等の連携を強化し、意見・情報交換を行う。児童虐待の早期発見対策、児童虐待への救済支援体制を強化する。 | ● | | | | | | | ● | 子ども家庭相談課 |
| 84 | 児童短期入所等委託事業 | 保護者が疾病・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・失踪・転勤・出張、仕事等の社会的事由により養育ができない家庭の児童を対象とし、ショートステイ、夜間養護、休日養護及び土曜日養護を施設へ委託する。 | | | | | ● | | | ● | 子ども家庭相談課 |
| 85 | 入院助産措置委託業務 | 保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができないと認められる場合、その妊産婦を助産施設に入所させて助産を受けさせる。 | | | | | | | ● | | 子ども家庭相談課 |
| 86 | 子どもの貧困対策推進業務 | 様々な環境に置かれている子どもたちが等しく健やかに成長できるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する。 | | | | | | | | ● | 子ども家庭相談課 子どもの未来応援担当室 |
| 87 | 市民健康相談事業 | 各種届出により健康状態を把握し、また市民の身近な健康相談の場として適切な保健指導を行うことにより、市民の健康維持・増進に役立てる。本庁及び各支所9か所に設置されている。 | | | | | ● | ● | ● | ● | 子ども家庭相談課 母子保健担当室 |
| 88 | 家庭訪問事業 妊婦訪問指導 | 家庭訪問により、問診・妊婦の健康状態の観察・把握・指導・相談等を行う。 | | | | | ● | | | ● | 子ども家庭相談課 母子保健担当室 |
| 89 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に助産師・保健師が訪問する。産後うつチェックリストを用いて、産後うつの早期発見・支援を行う。 | | | | | ● | | | ● | 子ども家庭相談課 母子保健担当室 |

| No | 業務名 | 業務の内容 | 基本施策 | | | | | 重点施策 | | | 担当課 | |
|-----|----------------------------------|---|------------|----------|--------|------------------|--------|-----------------------|-------------|-----------------------|-----|----------------------------|
| | | | ネット ワーク | 人材 育成 | 啓 発 | 促 進 要 因 | 児 童 | 生 活 困 窮 者 | 高 齢 者 | 勤 務 ・ 経 営 | | 子 ど も ・ 若 者 |
| 90 | 母子健康手帳交付業務 | 各市民健康相談室で妊娠届出のあった者に保健師が直接面接し、母子健康手帳の交付、必要に応じた健康支援を行う。 | | | | ● | | | | | ● | 子ども家庭 相談課母子 保健担当室 |
| 91 | ママパパ学級開催事業 | 初妊婦とパートナーを対象に保健福祉センターとおよこD E広場等で妊娠中の生活や育児についての講話、実技、交流を行う。 | | | | ● | | | | | ● | 子ども家庭 相談課母子 保健担当室 |
| 92 | 産後ケア業務 | 心身の安定と育児不安の解消、児童虐待の未然防止を目的に作成する支援計画に基づき、育児の助言指導を実施。宿泊型・日帰り型は病院、訪問型は助産師会助産師が家庭訪問で実施する。 | | | | ● | | | | | ● | 子ども家庭 相談課母子 保健担当室 |
| 93 | 乳児健康診査業務 | 委託医療機関にて3か月児・7か月児・9か月児の健康診査を実施する。 | | | | ● | | | | | ● | 子ども家庭 相談課母子 保健担当室 |
| 94 | 1歳6か月児健康診査業務 | 集団で行う全員面談方式により一般健康診査、歯科健康診査を同時に実施し、育児や健康に関する相談を受け付ける。発育発達、養育状況とあわせて主な養育者の体調や育児負担、相談・協力者等について確認し、必要な場合は継続的に支援する。 | | | | ● | | | | | ● | 子ども家庭 相談課母子 保健担当室 |
| 95 | 3歳児健康診査業務 | 集団で行う全員面談方式により一般健康診査、歯科健康診査、尿検査を同時に実施する。発育発達、養育状況とあわせて主な養育者の体調や育児負担、相談・協力者等について確認し、必要な場合は継続的に支援する。 | | | | ● | | | | | ● | 子ども家庭 相談課母子 保健担当室 |
| 96 | 発達相談 | 発達の気になる子やその対応に苦慮している親等に対して、心理士協力のもと、支援の方向性を相談。必要に応じて療育機関等につなぐ。 | | | | ● | | | | | ● | 子ども家庭 相談課母子 保健担当室 |
| 97 | 母子保健指導業務 思春期保健業務 | 思春期の子どもを持つ親（小学校・幼稚園の保護者）に対して保健師が男女の性や避妊、性感染症予防・自己肯定感について健康教育を行う。 | | | | ● | | | | | ● | 子ども家庭 相談課母子 保健担当室 |
| 98 | 母子保健指導業務育児 相談「赤ちゃん教室」 | 乳児と保護者を対象に、およこD E広場等で健康教育やグループワーク、個別相談を行う。 | | | | ● | | | | | ● | 子ども家庭 相談課母子 保健担当室 |
| 99 | 母子保健歯科指導事業 「わんぱく歯科くらぶ」 | 2歳～3歳5か月児と保護者を対象にした教室。子どもにはう蝕活動性試験、ブラッシング指導、日常生活についての健康教育・個別相談、フッ化物塗布、歯科健診を行い、保護者には歯周病の重症化予防として口腔ケアの指導を行う。 | | | | ● | | | | | ● | 子ども家庭 相談課母子 保健担当室 |
| 100 | 母子保健型利用者支援 業務「親子すこやかセ ンター」 | 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み事に円滑に対応するため保健師等が専門的な見地から相談を実施し、切れ目ない支援体制を構築する。 | | | | ● | | | | | ● | 子ども家庭 相談課母子 保健担当室 |
| 101 | 養育支援訪問業務 | 養育支援が必要であると判断した家庭に対し、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。松戸市社会福祉協議会へ委託している。 | | | | ● | | | | | ● | 子ども家庭 相談課母子 保健担当室 |

| No | 業務名 | 業務の内容 | 基本施策 | | | | 重点施策 | | | 担当課 | |
|-----|---------------------------------------|--|--------|------|----|------|------|-------|-----|-----|---------------|
| | | | ネットワーク | 人材育成 | 啓発 | 促進要因 | 児童 | 生活困窮者 | 高齢者 | | 勤務・経営 |
| 102 | 地域子育て支援拠点業務「おやこDE広場、子育て支援センター、ほっとる一む」 | 乳幼児とその親が気軽に集い交流を図る場や、育児相談等を行える場を設置し、子育てへのストレス等の負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境整備と地域の子育て支援機能の充実を図る。 | | | | ● | | | | ● | 子育て支援課 |
| 103 | 一時預かり業務「ほっとる一む」 | 理由を問わず乳幼児を一時的に預かる事業を実施することにより、子育て中の保護者の子育て支援をするとともにその負担を軽減する。 | | | | ● | | | | ● | 子育て支援課 |
| 104 | 子育てコーディネーター業務 | 地域子育て支援事業に従事しているスタッフを「子育てコーディネーター」と認定し、地域における多様な子育て支援サービスの連絡調整をすることで、子育ての孤立や不安感を解消する。 | | | | ● | | | | ● | 子育て支援課 |
| 105 | ファミリーサポートセンター業務 | 地域の中で育児の援助を行いたい人(提供会員)と援助を助けたい人(利用会員)が会員となり、相互に育児の援助活動を行う。 | | | | ● | | | | ● | 子育て支援課 |
| 106 | ひとり親家庭就労促進業務 | ひとり親家庭の親が就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成することにより、就労を促進し経済的自立を図る。 | | | | | | | ● | | 子育て支援課 |
| 107 | 母子・父子自立支援プログラム策定業務 | 自立支援プログラム策定員を配置し、自立支援計画書を策定することにより、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施する。 | | | | ● | | ● | | | 子育て支援課 |
| 108 | 母子家庭等高等訓練促進業務 | ひとり親が就労に結びつき易い資格取得のため、養成機関で修業する場合に訓練促進費を支給する。 | | | | | | | ● | | 子育て支援課 |
| 109 | ひとり親家庭学習支援業務 | ひとり親家庭の親の学びなおしを支援することで、正規雇用を中心としたより良い条件での就労につなげる。また、児童に学習支援を行うことで基礎学力の向上を図り、地域での生活を総合的に支援する。 | | | | ● | | ● | | | 子育て支援課 |
| 110 | ひとり親家庭相談支援業務 | 母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の自立に必要な情報提供・相談指導等の支援を行う。 | | | | ● | | ● | | | 子育て支援課 |
| 111 | 母子生活支援施設入所委託業務 | 母子家庭の母あるいはこれに準ずる事情のある女子が、経済的な理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分にできない場合に入所させその生活を支援する。 | | | | ● | | ● | | ● | 子育て支援課 |
| 112 | 高等学校修学資金関係事業 | 経済的理由で入学困難な生徒の保護者に対し、入学時に必要な入学金等の貸し付けを可能にし、有用な人材の育成を図る。 | | | | | | | ● | ● | 子育て支援課児童給付担当室 |
| 113 | 遺児手当給付事業 | 父母又は父母の一方と死別した義務教育終了前の遺児を扶養している者に手当を支給し、生活の安定と福祉の増進に寄与、児童の健全な育成を図る。 | | | | | | | ● | ● | 子育て支援課児童給付担当室 |
| 114 | 児童扶養手当給付事業 | 父又は母と生計を同じくしていない、18歳に達する日以後の最初の年度末までの子どもを扶養している家庭に対し手当を支給する。 | | | | | | | ● | ● | 子育て支援課児童給付担当室 |

| No | 業務名 | 業務の内容 | 基本施策 | | | | 重点施策 | | | 担当課 | | | | | |
|-----|--------------------------------|---|--------|------|----|------|------|-------|-----|-----|---------------|--------|-----|-----|-----|
| | | | ネットワーク | 人材育成 | 啓発 | 促進要因 | 児童 | 生活困窮者 | 高齢者 | | 勤務・経営 | 子ども・若者 | | | |
| 115 | ひとり親家庭支援事業 | ひとり親家庭等の親及び児童に対し、医療費・調剤費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図る。 | | | | | | ● | | ● | 子育て支援課児童給付担当室 | | | | |
| 116 | 生徒指導業務「中学校生徒指導連絡協議会」 | 問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のための指導体制を充実させる。学校と関係機関が情報共有を行い対応を検討する。 | | | | | | ● | | | 指導課 | | | | |
| 117 | 生徒指導業務「学校警察連絡協議会」 | 問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のための指導体制を充実させる。学校と警察が情報共有を行い対応を検討する。 | ● | | | | | | | | ● | 指導課 | | | |
| 118 | 生徒指導業務「個別支援会議の開催・調整」 | 問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のため、学校だけでは問題解決が難しい案件に関して、関係機関と協力して問題に対応する。 | ● | | | | | | | | | ● | 指導課 | | |
| 119 | いじめ防止対策委員会 | 定例会や臨時会を開催し、いじめ防止に関する意見を学校教育現場に還元する。 | ● | | | | | ● | | | | ● | 指導課 | | |
| 120 | いじめ防止対応マニュアルの作成 | いじめの未然防止、早期発見・早期対応、継続支援を行ううえでの参考資料として市内全小中学校に配布する。 | | | | | | ● | | | | | ● | 指導課 | |
| 121 | 校長会・生徒指導主任研修会 | 校長会や生徒指導主任研修会を開催し、いじめの積極的認知を指導する。 | | | | | | | | | | | ● | 指導課 | |
| 122 | 『ストップ・ザ・いじめ』～子どもの心を耕す標語大作戦～ | いじめ根絶のために、どのように考え行動することが大切なのかを「標語」づくりを通して児童生徒一人一人の心を耕していくことを目的に全小中学校で実施。各学校で選ばれた、いじめ防止に関する標語を教育委員会主催の行事や配付物に活用する。 | | | | | | | | | | | ● | 指導課 | |
| 123 | 人権リーフレットを作成 | 市内全小学校5年生に配付し、児童に人権の大切さについて指導する。 | | | | | | | | | | | ● | ● | 指導課 |
| 124 | いじめ相談カードの作成 | 市内全小中学生に配付し、いじめについての相談先を児童生徒に周知する。 | | | | | | | | | | | ● | ● | 指導課 |
| 125 | いじめ防止プログラムを作成 | 市内全小中学校に配布。各学校が実態に応じて活用している。 | | | | | | | | | | | ● | ● | 指導課 |
| 126 | 児童生徒活動支援業務「豊かな人間関係づくりプログラムの作成」 | 豊かな人間関係づくりプログラムを作成。各学校が学級経営の実態に応じたプログラム内容を実施し、児童生徒の自他の理解や自己発見を促し、他者との交流を通して共感性と自尊感情を高めるために活用している。 | | | | | | | | | | | ● | ● | 指導課 |
| 127 | 児童生徒活動支援業務「学級診断尺度（Q-U）調査」 | 子どもたちの学級生活の満足度と意欲、学級集団の状態を、質問項目への回答から測定する心理検査を行う。各学校が心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業の改善に活用している。 | | | | | | | | | | | ● | ● | 指導課 |
| 128 | 児童生徒活動支援業務「職場見学・職場体験」 | 小中学校で行われている職場体験学習を支援することで、望ましい勤労観や職業観を育てる。 | | | | | | | | | | | ● | ● | 指導課 |

| No | 業務名 | 業務の内容 | 基本施策 | | | | | 重点施策 | | | 担当課 | |
|-----|--------------------------------------|---|------------|----------|--------|------------------|--------|-----------------------|-------------|-----------------------|-----|----------------------------|
| | | | ネット ワーク | 人材 育成 | 啓 発 | 促 進 要 因 | 児 童 | 生 活 困 窮 者 | 高 齢 者 | 勤 務 ・ 経 営 | | 子 ど も ・ 若 者 |
| 129 | 進路指導業務「進路適正検査」 | コンピュータ診断資料を活用し、自己理解や進路についての意識付けを行い、進路学習を進める。生徒個人票に保護者向けのアドバイスを加え、連携を密にしている。 | | | | | | | | | ● | 指導課 |
| 130 | 調査研究「教育調査」 | 学校生活に関するアンケートを実施し、調査結果を各校に共有する。児童生徒の実態把握に活用する。 | | | | | ● | | | | | 教育研究所 |
| 131 | 教育相談研修会・特別支援教育研修会・人権教育研修会 | 教員の資質向上を図る研修を開催する。3つの研修すべてに参加すると教育相談に必要な基礎知識・技術が学べる。 | | | | | | | | | ● | 教育研究所 |
| 132 | 不登校支援研修会 | 効果的な不登校支援について研修し、教員の実践力を養う。 | | | | | | | | | ● | 教育研究所 |
| 133 | 知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級担任研修 | 特別支援学級担任の資質向上を図るため、研修を実施する。 | | | | | | | | | ● | 教育研究所 |
| 134 | 特別支援コーディネーター研修会 | 特別支援コーディネーターの資質向上を図るため、研修を実施する。 | | | | | | | | | ● | 教育研究所 |
| 135 | 巡回指導員による研修会 | 巡回指導員が各校をまわり児童生徒を観察し、支援方法や支援体制を助言・コーディネートする。教員の資質向上を目的に学校・学級の実態に合わせた研修を行う。 | | | | | | | | | ● | 教育研究所 |
| 136 | 教育相談・心理相談 | 小中学生、保護者、教員を対象とし、心理相談員が面談を実施する。 | | | | | ● | | | | ● | 教育研究所 |
| 137 | 就学相談 | 就学前児、小中学生対象に発達検査や就学に向けての相談を行う。また、保護者の希望により指導主事が児童観察を行う。 | | | | | ● | | | | ● | 教育研究所 |
| 138 | 松戸市適応指導教室「ふれあい学級」運営 | 小4～6年生、中学生を対象に、学校復帰を目指すための相談や適応指導を行う。学校と連携し個別支援を行う。 | | | | | ● | | | | ● | 教育研究所 |
| 139 | 学校・家庭支援ステーション「ほっとステーション」運営 | 小中学生を対象に、教育相談、訪問相談、日本語指導等の個別に応じた相談・支援を行う。 | | | | | ● | | | | ● | 教育研究所 |
| 140 | 教育支援委員会 | 特別支援学級利用について、個別のニーズに対応し適切な支援ができるよう審議する。 | | | | | | | | | ● | 教育研究所 |
| 141 | スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーの派遣 | 保護者・子どもと直接的にかかわり、様々な相談に迅速に対応して問題の早期改善・解決を図る。 | | | | | ● | | | | ● | 教育研究所 |
| 142 | 特別支援コーディネーター派遣 | 特別な支援を要する児童生徒は学校生活上で様々な困難を抱えることがあるため、個々のニーズにあわせた人材を県に派遣依頼する。 | | | | | | | | | ● | 教育研究所 |

| No | 業務名 | 業務の内容 | 基本施策 | | | | 重点施策 | | | 担当課 | | |
|-----|------------------------------------|--|------------|----------|----|----------|-----------------|---------|---------------|-----|--------------------|-------|
| | | | ネット ワーク | 人材 育成 | 啓発 | 促進要 因 | 児童 生活困 窮者 | 高 齢者 | 勤 務・ 経営 | | 子 ども ・若 者 | |
| 143 | 特別支援教育アドバイザー派遣 | 特別な支援を要する児童生徒は学校生活上で様々な困難を抱えることがあるため、個々のニーズにあわせた人材を教育事務所に派遣依頼する。 | | | | | | | | ● | 教育研究所 | |
| 144 | 特別支援教育補助教員、補助員、支援員、看護師の配置、巡回指導員の派遣 | 個別のニーズに対応するため、特別支援教育補助教員、補助員、支援員、看護師、巡回指導員の人材派遣を行う。 | | | | | | | | | ● | 教育研究所 |
| 145 | スタッフ派遣 | 特色ある学校づくりのために、各校のニーズに応じた活用ができるよう人材を派遣する。 | | | | | | | | | ● | 教育研究所 |
| 146 | 特別支援教育支援チーム | 通常学級で支援が必要な児童生徒の観察を行い、専門的な助言を受ける。 | | | | | | | | | ● | 教育研究所 |
| 147 | 長期欠席児童生徒月例報告 | 長期欠席(30日以上)の児童生徒の統計を行い、市内の傾向を把握し、対策を講じる。 | | | | | | | | | ● | 教育研究所 |
| 148 | 救急隊員に対する各種研修会、救急活動事後検証の開催 | 人材の育成と職員の意識改革により現有消防力を効果的に運用し、強靱な組織づくりを図る。 | | ● | | | | | | | | 救急課 |
| 149 | 医療関係連携業務(救急関係機関との連絡調整に係る会議等への出席) | 迅速かつ的確な救急活動を実現するため、医療機関、保健所等の各種関係機関との連携を強化し、円滑な業務の遂行を図る。 | ● | | ● | | | | | | | 救急課 |

6 評価項目一覧

| 計画書該当番号 | | 評価項目 | 目標値 | 課名 | | |
|----------|---|-------|--|--|---|----------|
| | | 自殺死亡率 | 13.2以下 | - | | |
| 基本 施策 | 1 | (1) | 松戸市自殺対策推進部会の開催 | 1回/年以上 | 健康推進課 | |
| | | (2) | 松戸市自殺対策庁内連携会議の開催 | 1回/年以上 | 健康推進課 | |
| | | ① | 松戸市多重債務問題対策庁内連絡会の開催 | 年1回開催 | 消費生活課 | |
| | | | いじめ防止対策委員会における連携 | 年3回＋必要に応じて複数回 | 指導課 | |
| | | (3) | ③ 高齢者虐待防止ネットワークにおける連携 | 実施 | 高齢者支援課 | |
| | | ⑤ | 松戸市障害者差別解消支援地域協議会、松戸市地域自立支援協議会における連携 | -松戸市障害者差別解消支援地域協議会を年1回以上開催 -松戸市地域自立支援協議会の本会議年1回以上開催 | 障害福祉課 | |
| | | (4) | 千葉県自殺対策推進センターや千葉県松戸健康福祉センターとの連携 | 実施 | 健康推進課 | |
| | | (5) | 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携強化 | 実施 | 健康推進課 | |
| | | (6) | 市内医療機関との連携 | 実施 | 健康推進課 子ども家庭相談課母子保健担当室 高齢者支援課 障害福祉課 生活支援一課 生活支援二課 | |
| | | 2 | ① | 松戸市職員を対象とするゲートキーパー養成研修の実施 | 実施 | 健康推進課 |
| | 松戸市の事業に関わる関係者を対象とするゲートキーパー養成研修の実施 | | | 5年間で関係者各職種に実施 | 健康推進課 | |
| | ハローワーク職員、美・理容師、ケアマネージャー、薬剤師、教員などの職種の人たちを対象とするゲートキーパー養成研修の実施 | | | | 健康推進課 | |
| | (2) | | ① 市民に対するゲートキーパー養成研修の実施 | 実施 | 健康推進課 | |
| | 3 | ① | メンタルヘルスチェックシステムのQRコードを記載したチラシやカードの作成と配付 | 5,000部以上/年 | 健康推進課 | |
| | | | こころの健康に関する媒体の作成と周知 | 配布数3,000以上/年 | 健康推進課 | |
| | | ② | 自殺予防週間、自殺対策強化月間におけるホームページ、SNS、広報まつどなどを活用した啓発 | 実施 | 健康推進課 | |
| | | | メンタルヘルスチェックシステムの周知 | (再掲) | 健康推進課 | |
| | | (3) | ① 既存の情報誌などへの生きる支援に関する情報の掲載 | 実施 | 広報広聴課 | |
| | | (4) | ① 市民向け講演会の開催 | 開催 | 健康推進課 | |
| | | (5) | ① こころの健康についての健康教育やイベントでの普及啓発 | 実施 | 健康推進課 | |
| | | 4 | (1) | ① 相談体制の充実と相談窓口情報の発信 | 市民アンケートにおける相談先の認知度の増加 | 健康推進課 |
| | | | ② | 孤立のリスクを抱える人や子どもを対象とした居場所づくり | 実施 | 高齢者支援課 |
| | | | | 子ども・若者の生きる力を育み、自殺のリスクが高くなる前に悩みを気軽に話し、孤立化を防ぐ居場所づくり | 児童館機能を持つ施設5か所・中高生の居場所2か所 | 子どもわかもの課 |
| | 生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行なう | | | 2023年度までに1か所増設し市内5か所での実施を目指す | 生活支援一課 子育て支援課 | |
| | (3) | | ① 市内の病院などと連携し相談先の周知 | 三次救急医療施設全てに周知 | 健康推進課 | |
| | (4) | | ① 市民課(支所を含む)、市内葬儀社への相談先一覧を記載したリーフレットの設置 | 実施 | 健康推進課 | |

| 計画書該当番号 | | 評価項目 | 目標 | 課名 | | |
|---------|-----|-------|--|--|--|------------------|
| 基本施策 | 5 | (1) ① | いじめ防止対策委員会の開催、いじめ防止対応マニュアルの作成、いじめ防止プログラムの作成 | 年3回+必要に応じて複数回 | 指導課 | |
| | | (1) ② | 市内小中学校の児童生徒にいじめ相談カードにて相談先を周知 | 年1回配布 | 指導課 | |
| | | (2) ① | 豊かな人間関係づくりプログラムの作成・実施 | 年1回作成・松戸市立小中学校に配付 | 指導課 | |
| | | (2) ② | 思春期保健業務 パートナー講座『親のための性教育』を実施 | 家庭教育学級などの希望団体に実施 | 子ども家庭相談課母子保健担当室 | |
| | | (2) ③ | 心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーの配置 | 実施 | 教育研究所 | |
| 重点施策 | 1 | (1) ① | 生活困窮者の相談や税の減免、徴収を行う職員や国民健康保険加入にかかわる市職員などに対するゲートキーパー養成研修の実施 | (再掲) | 健康推進課 | |
| | | (2) | ① | 松戸市自立相談支援センターにおける包括的支援の実施 | 2023年度新規相談受付件数(月平均)73.5件を目指す | 生活支援一課 |
| | | | ② | 生活保護による最低限度の生活の保障と自立の助長 | 専門の面接相談員を配置し、生活保護の相談やその他の生活相談に訪れた者に適切な対応を行う。面接相談員一人当たりの年間相談述べ件が500件以内を適正な配置目標数とする。 | 生活支援一課 生活支援二課 |
| | | | ③ | 自立支援プログラム策定員による自立支援計画書の策定、自立・就労支援の実施 | 2023年までの各年で、自立支援プログラム策定50名、就職・転職・増収者60名を目指す | 子育て支援課 |
| | | (2) ④ | 生活保護受給者の健康診査の実施 | 実施 | 健康推進課 | |
| | (3) | ① | 松戸市多重債務問題対策庁内連絡会の開催 | 年1回開催 | 消費生活課 | |
| | | ② | 東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部と共同で無料相談会を開催 | 年2回開催(東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部との調整を要する) | 消費生活課 | |
| | | ③ | 自殺の原因のひとつとして考えられる多重債務の解決に向けて専門の機関を紹介 | 実施 | 消費生活課 | |
| | 2 | (1) | ① | 高齢者にかかわる市職員及び地域包括支援センター職員、ケアマネージャーに対するゲートキーパー養成研修の実施 | (再掲) | 健康推進課 |
| | | | ① | 地域包括支援センターにおける高齢者や家族、支援者の相談支援の実施 | 地域包括支援センターへの相談件数(年間・延べ件数):55,000件 | 高齢者支援課 |
| | | (2) | ② | 福祉に関する困り事について専門職が行う相談(福祉まるごと相談窓口)の実施 | 実施 | 高齢者支援課 |
| | | | (3) | ① | 基幹型地域包括支援センターにおける地域包括支援センターの後方支援、総合調整 | 実施 |
| | | ② | | 松戸市高齢者虐待防止ネットワーク事業の実施 | 実施 | 高齢者支援課 |
| | | (4) | ① | 一般介護予防事業に基づく住民主体の「通いの場」(元気応援くらぶ)の活動支援 | 元気応援くらぶの数:100か所 | 高齢者支援課 |
| | | | ② | 地域ケア会議などを通じた地域での多世代交流や居場所づくり支援 | 実施 | 高齢者支援課 |

| 計画書該当番号 | 評価項目 | 目標 | 課名 | | |
|----------------------|------|--|--|--|-----------------|
| 重点施策 | (1) | ① ハローワーク職員に対するゲートキーパー養成研修の実施 | (再掲) | 健康推進課 | |
| | | ② 労働相談事業を行う社会保険労務士に対するゲートキーパー養成研修の実施 | (再掲) | 健康推進課 | |
| | | ③ 市内の企業経営者・従業員に対するゲートキーパー養成研修やこころの健康づくりについての普及啓発の実施 | 商工会議所を通じて年1回以上 | 健康推進課 | |
| | 3 | (2) | ① 社会保険労務士による労働相談の実施 | 労働相談の相談件数 年間95件 | 商工振興課 |
| | | | ② 障害を持つ方を対象とした就労相談や就労後の定着支援の実施と工賃向上支援 | 福祉施設から一般就労への移行者数を平成32年度まで117人にする 就労・雇用のセミナー一年1回開催 | 障害福祉課 |
| | | | ③ 公共施設やスーパーマーケット、薬局、市内の駅などにおける相談先の周知 | 各施設における周知依頼件数8割 | 健康推進課 |
| | 4 | (1) | ① 保護者・学校関係者に対するゲートキーパー養成研修の実施 | 実施 | 健康推進課 |
| | | | ② 思春期保健業務 パートナー講座「親のための性教育」を実施 | (再掲) | 子ども家庭相談課母子保健担当室 |
| | | (2) | ① 産後うつ等の早期発見・支援として、産婦・新生児、乳児のいる家庭に訪問 | 4か月までの乳児のいる家庭全てに実施 | 子ども家庭相談課母子保健担当室 |
| | | | ② 子育て世代包括支援センター(親子すこやかセンター)における相談・支援の実施 | 実施 | 子ども家庭相談課母子保健担当室 |
| | | (3) | ① 市内小中学校の児童生徒にいじめ相談カードにて相談先を周知 | (再掲) | 指導課 |
| | | | ② 学校に配属されている心理カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭に相談先を配布 | 実施 | 健康推進課 |
| | | (4) | ① 小中学校で行われている職場体験学習を支援することで、望ましい勤労観や職業観を育てる | 年度内にとりまとめ、松戸市立小中学校へ職場体験可能な事業所一覧を通知 | 指導課 |
| | | | ② 豊かな人間関係づくりプログラムの作成・実施 | 年1回作成・松戸市立小中学校配付 | 指導課 |
| | | | ③ GET YOUR DREAMの実施 | 5校実施 | 子どもわかもの課 |
| ④ 中高生と乳幼児とのふれあい体験の実施 | | | 12校実施 引き継ぎ、おやこDE広場などの地域子育て支援スタッフと連携し、拡充を図る | 子どもわかもの課 | |
| (5) | | ① 生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所づくり・カウンセリングを行う | (再掲) | 子育て支援課 生活支援一課 | |
| | | ② 小中高生や若者が利用できる安心安全な居場所の提供 | 児童館機能を持つ施設を5か所に拡大・拡充を図る | 子どもわかもの課 | |

第4章 自殺対策の推進体制

計画は策定するだけでなく、その進捗管理が重要です。

進捗管理では、基本施策・重点施策における主な取り組みについて実施している各部署に進捗状況を調査し、松戸市自殺対策推進部会や松戸市自殺対策庁内連携会議で報告し、計画の推進に努めます。

1 自殺対策の推進体制（平成31年度～）

（1）松戸市自殺対策推進部会

学識経験者、医療、県（保健所）、福祉、経済労働などの民間団体と連携し自殺対策を推進していきます。

（2）松戸市自殺対策庁内連携会議

健康福祉部長が座長となり、福祉、教育、経済労働など自殺対策に関連の深い部局の課長で構成しており、継続的な自殺対策の推進に向けて総合的に連携していきます。

2 計画策定までの経過

平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、市町村に計画策定を義務付けた。

（1）会議経過

| 平成29年度 | |
|----------|--|
| 29.6.1 | 第1回松戸市健康づくり推進会議において、自殺対策計画策定の経緯を説明し、自殺対策計画策定部会の設置の承認を得る |
| 29.7.25 | 新たな自殺総合対策大綱が閣議決定 |
| 29.10.1 | 松戸市自殺対策庁内連携会議設置要綱策定 |
| 29.10.19 | 松戸市自殺対策庁内連携会議開催 (自殺対策計画策定について、松戸市の現状について) |
| 29.11.7 | 第1回庁内ワーキング開催 (松戸市の現状について、各所属における事業の紹介) |
| 29.11.28 | 松戸市自殺対策計画策定部会開催 (国のこれまでの自殺対策について、松戸市の自殺に関する現状について、松戸市の自殺対策の取り組みと自殺対策計画策定について、自殺対策計画策定のための市民アンケートについて) |
| 29.12月 | 健康づくりに関する市民アンケート調査実施（自殺対策の項目を含む） |
| 30.1.15 | 地域自殺対策政策パッケージと地域自殺対策実態プロファイルの送付 |
| 30.1.17 | 第2回庁内ワーキング開催（業務の棚卸し） |
| 30.2.22 | 第2回松戸市健康づくり推進会議において、自殺対策計画策定部会からの報告 |
| 30.3.9 | 第3回庁内ワーキング開催（業務の棚卸し） |

| 平成 30 年度 | |
|----------|--|
| 30.4 月 | 健康推進課に自殺対策計画策定チームの設置 |
| 30.4.26 | 第 4 回庁内ワーキング開催 (市民アンケート結果報告、業務の棚卸し) |
| 30.5.24 | 松戸市自殺対策計画策定に関わる研修会開催「生きるための支援とは」 講師：千葉県健康づくり支援課 自殺対策班 石谷氏 第 5 回庁内ワーキング開催 (業務の棚卸し、グループワーク「生きる支援について」①) |
| 30.6.1 | 平成 30 年度 第 1 回松戸市健康づくり推進会議 (自殺対策計画策定部会より、計画策定の進捗状況報告) |
| 30.6.28 | 第 6 回庁内ワーキング開催 (棚卸し結果と計画策定スケジュールについて、グループワーク「生きる支援について」②) |
| 30.8.21 | 第 7 回庁内ワーキング開催 (計画書素案について意見交換) |
| 30.9.25 | 松戸市自殺対策庁内連携会議開催 (計画策定スケジュールについて、計画書案について) |
| 30.10.23 | 松戸市自殺対策計画策定部会開催 |
| 31.1 月 | パブリックコメント実施 |
| 31.2.7 | 平成 30 年度 第 2 回松戸市健康づくり推進会議 |

(2) 松戸市自殺対策計画策定部会委員名簿 (平成 30 年 6 月 1 日現在)

| 分野 | 所属 役職 | 氏名 |
|----------------------------|---------------------|---------------------|
| 学識経験者 | 聖徳大学保健センター 教授 | まるた としまさ ◎丸田 敏雅 |
| | 前千葉県病院事業管理者 | おだ せいいち 小田 清一 |
| 保健医療関係 | 北松戸ぽぷらクリニック院長 | ばば あつし ○馬場 敦 |
| 関係行政機関 | 松戸健康福祉センター 地域保健課長 | いけだ のりこ 池田 紀子 |
| 福祉関係者 | 松戸市民生委員児童委員協議会 副会長 | かじわら えいじ 梶原 栄治 |
| | 松戸市社会福祉協議会 常務理事 | おざわ くにあき 小沢 邦昭 |
| 市民団体 | 松戸商工会議所 事務局長 | いりえ かずひこ 入江 和彦 |
| | 松戸市 P T A 連絡協議会 副会長 | いしかわ りょうこ 石川 涼子 |
| 市長が必要と認める者 | 千葉いのちの電話 事務局次長 | さいとう こういち 斎藤 浩一 |
| オブザーバー (松戸市健康づくり推進会議会長) | 横浜市立大学医学部 教授 | みずしま しゅんさく 水嶋 春朔 |

◎部会長 ○職務代理

(3) 松戸市自殺対策庁内連携会議構成所属一覧（平成30年4月現在）

| | 部 | 課 |
|----|-------|----------|
| 1 | 総務部 | 男女共同参画課 |
| 2 | 総合政策部 | 広報広聴課 |
| 3 | 経済振興部 | 商工振興課 |
| 4 | 経済振興部 | 消費生活課 |
| 5 | 健康福祉部 | 地域福祉課 |
| 6 | 健康福祉部 | 健康推進課 |
| 7 | 福祉長寿部 | 高齢者支援課 |
| 8 | 福祉長寿部 | 生活支援一課 |
| 9 | 福祉長寿部 | 障害福祉課 |
| 10 | 子ども部 | 子どもわかもの課 |
| 11 | 子ども部 | 子ども家庭相談課 |
| 12 | 子ども部 | 子育て支援課 |
| 13 | 学校教育部 | 指導課 |
| 14 | 学校教育部 | 教育研究所 |
| 15 | 消防局 | 救急課 |

資料編

資料 1 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的

『健康づくり』に関する市民アンケート調査は、「市民が主役！自ら取り組み、地域で共に支え合い、健康で心豊かに暮らせるまちづくり」を基本理念とする松戸市健康増進計画「健康松戸 21Ⅲ」（計画期間：平成 26 年度～平成 35 年度）が平成 30 年度に中間時期を迎えることから、計画の主役である市民の皆様の健康についての意識や生活習慣などを把握し、計画の見直しに反映させることを目的に実施しました。このアンケート調査で、松戸市自殺対策計画策定に必要な項目についても調査しています。

①調査対象者

平成 29 年 11 月 1 日現在松戸市在住の、満 20 歳以上の市民 5,000 人を住民基本台帳より無作為抽出しました。

②調査方法

郵送配布、郵送回収（無記名、自記式）

③調査期間

平成 29 年 12 月 8 日～平成 30 年 1 月 10 日

④回収結果

回収数 1,948 票（回収率 39.0%）

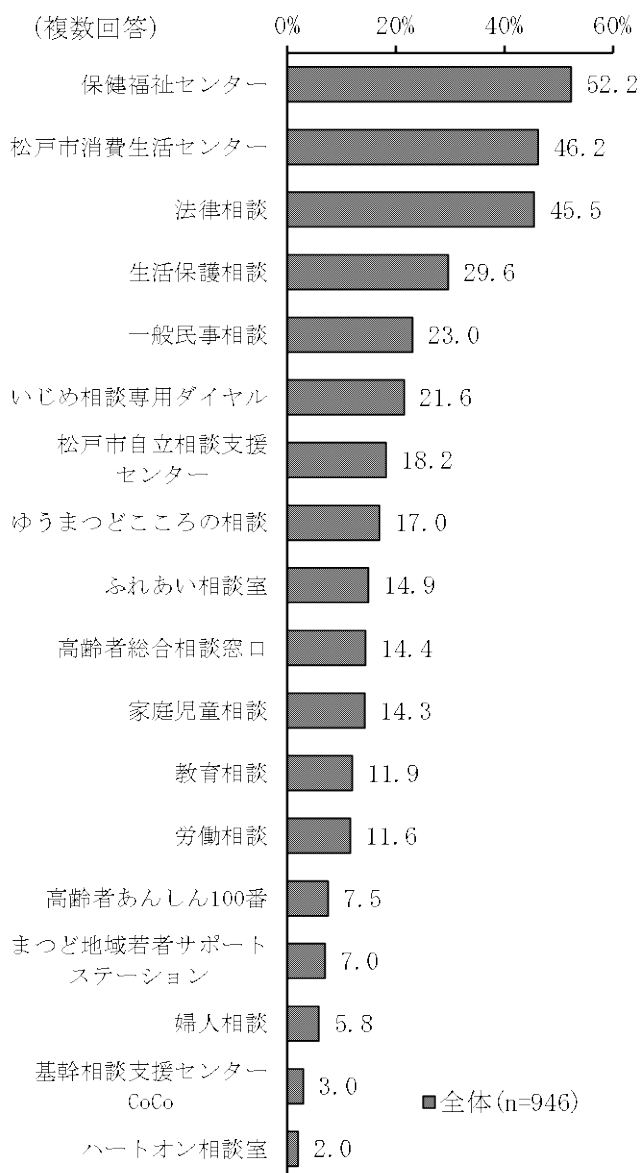
(2) 主な調査結果

①相談窓口や事業の認知状況

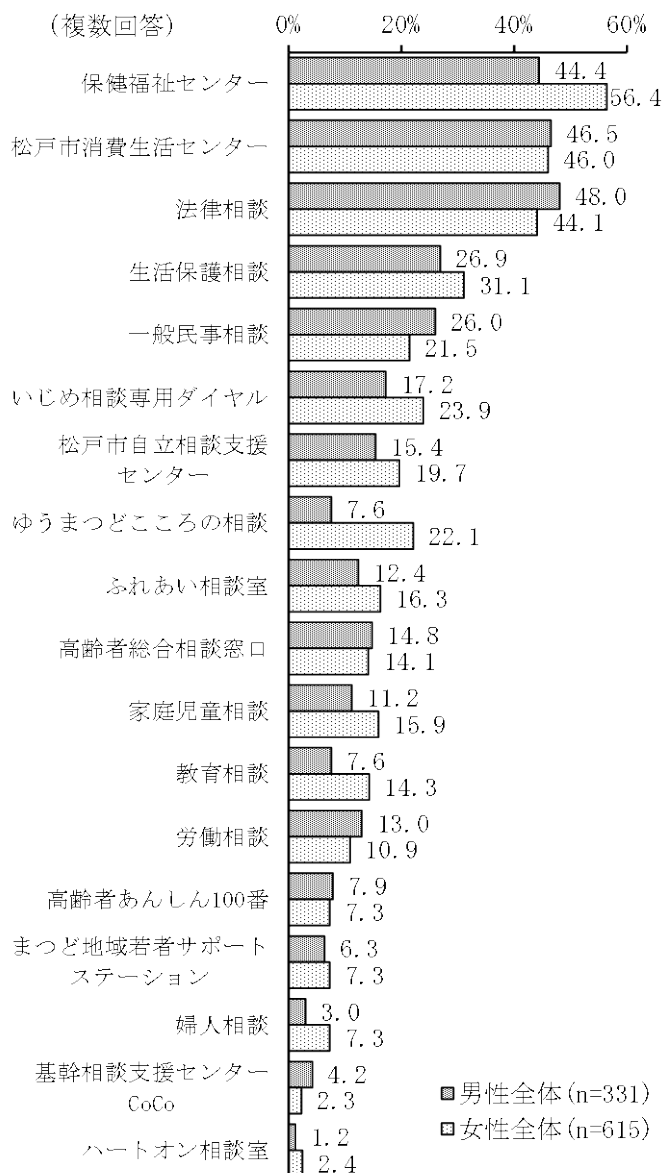
【質問 42】あなたは松戸市の相談窓口や事業を知っていますか。知っているものすべてに○をつけてください。

「保健福祉センター」が52.2%で最も多く、「松戸市消費生活センター」が46.2%、「法律相談」が45.5%で続きます。

【図表 1
相談窓口や事業の認知状況（全体）】



【図表 2
相談窓口や事業の認知状況（男女別）】



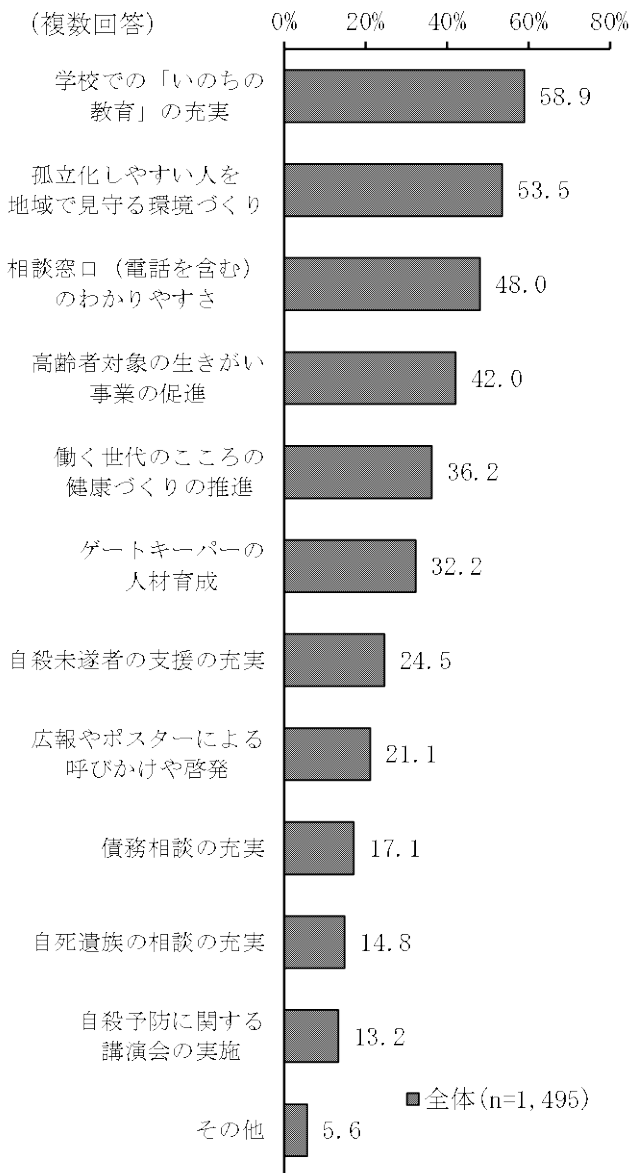
②自殺対策について必要だと思うこと

【質問 43】あなたが自殺対策について必要だと思うことはどんなことですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

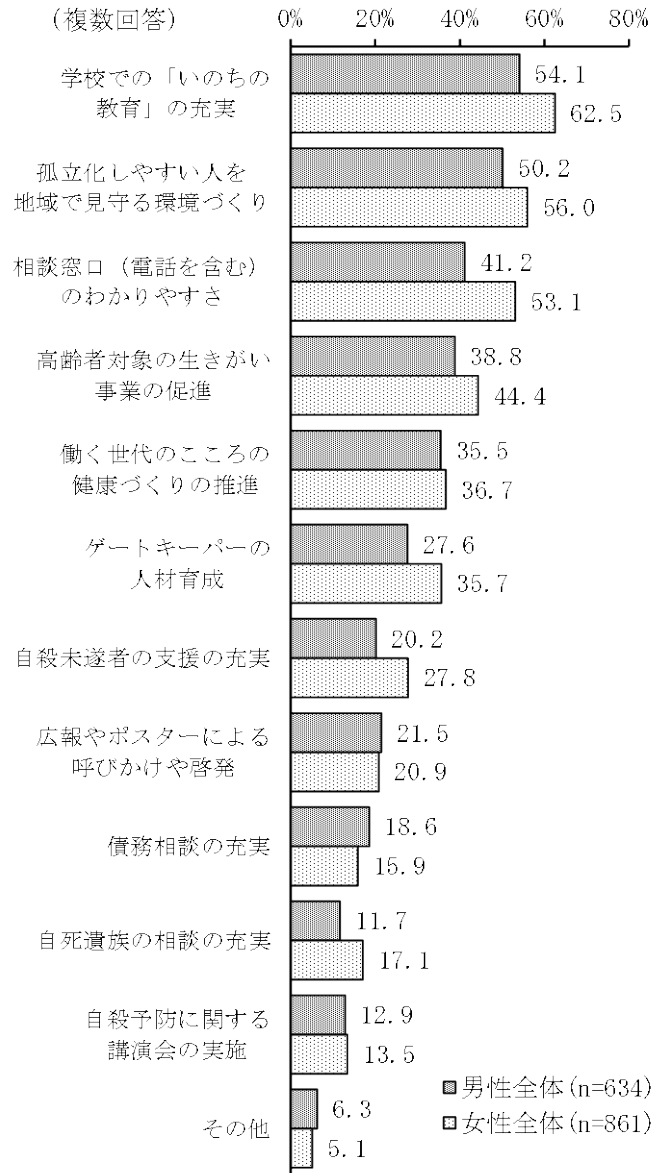
※「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のことを言います。

「学校での「いのちの教育」の充実」が58.9%で最も多く、「孤立化しやすい人を地域で見守る環境づくり」が53.5%、「相談窓口（電話を含む）のわかりやすさ」が48.0%、「高齢者対象の生きがい事業の促進」が42.0%で続きます。

【図表 3】自殺対策について必要だと思うこと（全体）



【図表 4】自殺対策について必要だと思うこと（男女別）

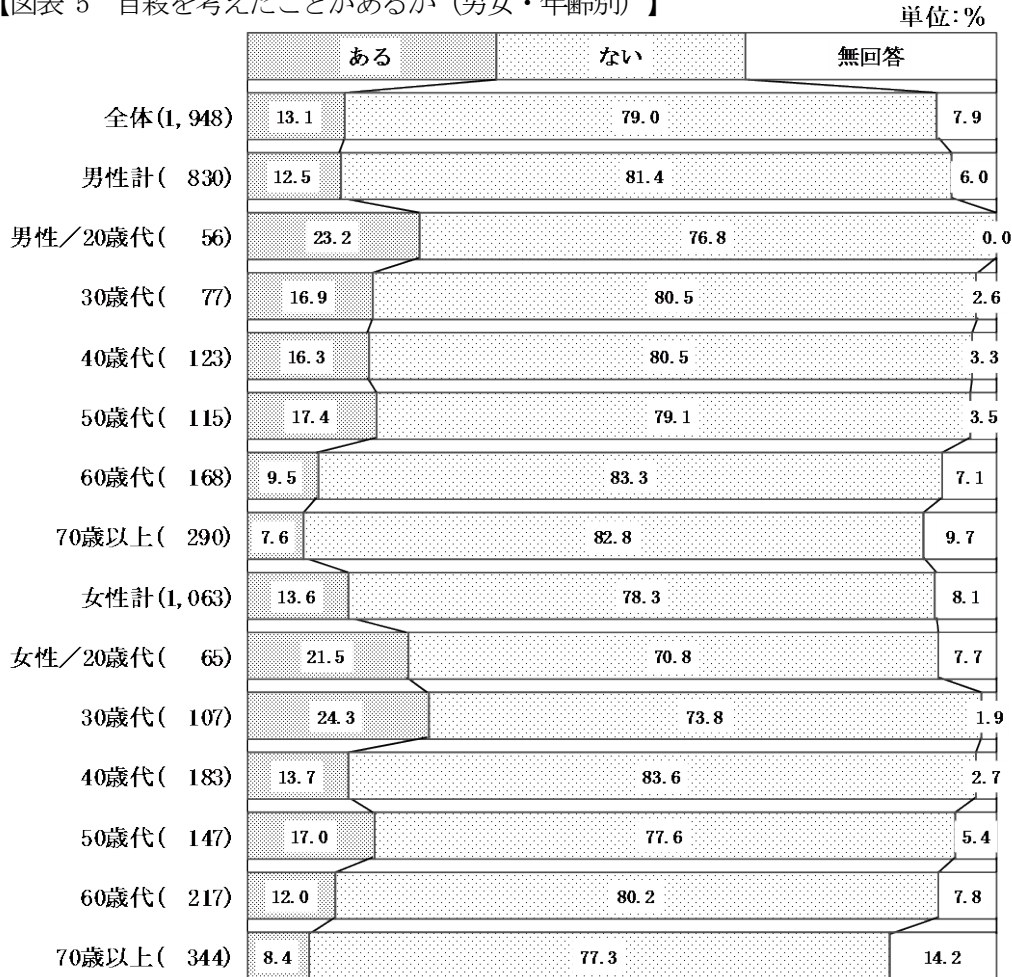


③自殺を考えたことがあるか

【質問44】あなたはこれまでの人生のなかで、本気で自殺をしたいと考えたことはありますか。
あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

「ない」は79.0%、「ある」は13.1%となっています。
男性の20歳代、女性の20歳代と30歳代で「ある」という回答が20%以上となっています。

【図表5 自殺を考えたことがあるか（男女・年齢別）】



※「全体」には性別無回答の55名を含む (n=1,948)

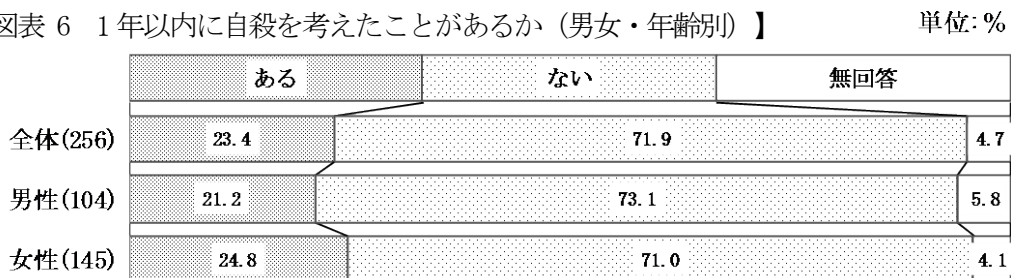
④1年以内に自殺を考えたことがあるか

<質問44で「1 ある」と回答した方>

【質問44-1】最近1年以内にそう考えたことがありますか。

「ない」は71.9%、「ある」は23.4%となっています。

【図表6 1年以内に自殺を考えたことがあるか（男女・年齢別）】



※「全体」には性別無回答の7名を含む (n=256)

資料2 ゲートキーパーとは

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

悩みを抱えた人は、「人に悩みを言えない」、「どこに相談に行ったらよいかわからない」、「どのように解決したらよいかわからない」等の状況に陥ることがあります。周囲が悩みを抱えた人を支援するために、周囲の人々がゲートキーパーとして活動することが必要です。

自殺対策におけるゲートキーパーの役割は、心理的社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人や、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切にかかわることです。

◆ゲートキーパーの役割

- 気づき：家族や仲間の変化に気づいて、声をかける
- 傾聴：本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
- つなぎ：早めに専門家に相談するよう促す
- 見守り：温かく寄り添いながらじっくりと見守る

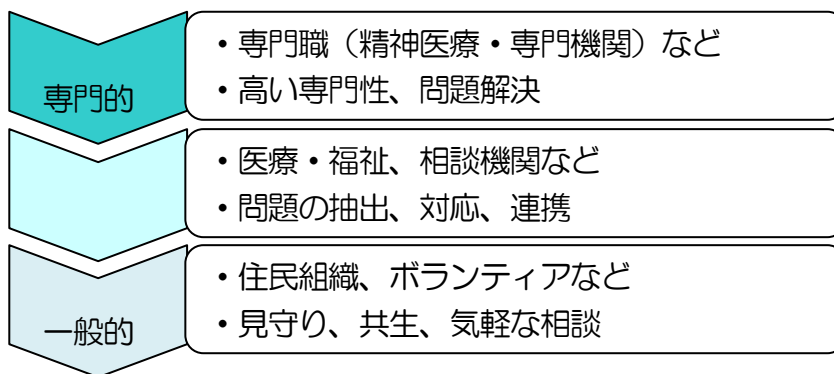


ゲートキーパー養成のプログラムを実施することは、世界各国で効果的な自殺対策の一つとして取り組まれています。

自殺対策大綱の中でも、自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成することを目標に掲げています。

ゲートキーパーに求められる役割は、それぞれの領域によって多少異なります。

◆支援に必要とされる役割



地域のかかりつけの医師、保健師等をはじめとする精神保健福祉従事者、行政等の相談窓口職員、関係機関職員、民生委員・児童委員や健康推進員、ボランティアなど、さまざまな人たちが、ゲートキーパーの役割を担うことが期待されています。

資料3 うつ病について

うつ病は、精神的ストレスや身体的ストレスが重なることなど、様々な理由から脳の機能障害が起きている状態です。脳がうまく働いてくれないので、ものの見方が否定的になり、自分がダメな人間だと感じてしまいます。そのため普段なら乗り越えられるストレスも、つらく感じられるという、悪循環が起きてきます。

1

うつ病は特別な人だけがかかる病気ではなく、誰でも無理を重ねた場合にかかる可能性があります。

2

うつ病は心身のエネルギーを低下させ、いろいろな病気の原因になったり、病気を悪化させたり、最悪の場合は自殺の恐れもでてきます。



3

心配や過労・ストレスが続いたり、孤独や孤立感が強くなったり、将来への希望が見いだせないと感じた時などにうつ病にかかりやすいです。

4

うつ病は早期発見、早期治療により、多くの人は回復します。しかし、長く続くこともあり、その場合は辛抱強く治療することが大切です。

出典：千葉県「あなたのこころ元気ですか？」

<うつ病のサイン・症状>

うつ病と診断するめやすとして、次のような症状のうちいくつかは2週間以上ずっと続く、というのがあります。ひとつひとつの症状は誰もが感じるような気分ですが、それが一日中ほぼ絶え間なく感じられ、長い期間続くようであれば、もしかしたらうつ病のサインかもしれません。

- ◆ 抑うつ気分（憂うつ、気分が重い）
- ◆ 何をしても楽しくない、何にも興味がわからない
- ◆ 疲れているのに眠れない、一日中ねむい、いつもよりかなり早く目覚める
- ◆ イライラして、何かにせき立てられているようで落ち着かない
- ◆ 悪いことをしたように感じて自分を責める、自分には価値がないと感じる
- ◆ 思考力が落ちる
- ◆ 死にたくなる

<周りからみてわかるサイン>

うつ病では、自分が感じる気分の変化だけでなく、周囲からみてわかる変化もあります。周りの人が「いつもと違う」こんな変化に気づいたら、もしかしたら本人はうつ状態で苦しんでいるのかもしれない。

- ◆ 表情が暗い
- ◆ 涙もろくなった
- ◆ 反応が遅い
- ◆ 落ち着かない
- ◆ 飲酒量が増える

<体にでるサイン>

抑うつ状態に気づく前に、体に変化が現れることもあります。

- ◆ 食欲がない
- ◆ 体がだるい
- ◆ 疲れやすい
- ◆ 性欲がない
- ◆ 頭痛や肩こり
- ◆ 動悸
- ◆ 胃の不快感
- ◆ 便秘がち
- ◆ めまい
- ◆ 口が渇く

出典：厚生労働省ホームページ

これはあくまでも目安です。

おかしいかな？あてはまるかな？と思ったらまずは専門家に相談しましょう。専門家のいるところとは総合病院の精神科や心療内科、もしくは精神科専門のクリニックなどですが、どこに行けばいいかわからない時は自分のことをよく知っているかかりつけの医師に相談したり、健康福祉センター（保健所）や保健福祉センター、県の精神保健福祉センターの相談窓口を利用するなどしましょう。

資料4 自殺対策基本法

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。
（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとして実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策

に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取り組み等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取り組みに関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

松戸市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない松戸市を目指して～

発行年月 平成31年4月

発行 松戸市健康福祉部健康推進課

電話番号 047-366-7486